

令和2年7月3日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成31年(行ウ)第2号 政務活動費返還請求事件

口頭弁論終結日 令和2年2月17日

判 決

5 当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用(補助参加によって生じた費用を含む。)は、原告の負担とする。

10 事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告は、別紙違法支出額等一覧表の「議員氏名」欄記載の各者に対し、対応する各「違法支出総額」欄記載の各金員及びこれに対する平成30年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を請求せよ

15 第2 事案の概要

1 事案の要旨

本件は、金沢市の住民である原告が、同市議会の議員である別紙違法支出額等一覧表の「議員氏名」欄記載の者ら(以下併せて「本件各議員」という。)が、平成29年度に金沢市から交付を受けた政務活動費の全部又は一部を支出したことについて、同支出のうち、同表の「違法支出額」欄記載の各支出(以下「本件各支出」という。)は、違法であり、本件各議員は、同市に対し、違法に支出した上記金額に相当する金員を不当利得として返還すべきところ、被告がその返還請求を怠っているとして、被告に対し、地方自治法242条の2第1項4号本文に基づき、本件各議員に対して上記不当利得の返還及びこれに対する平成30年5月1日(平成29年度の政務活動費に係る収支報告書の提出期限の翌日)から支払済みまで年5分の割合による民法704条に基づく利

20

25

息又は遅延損害金の支払を請求すべきことを求める事案である。

## 2 関係法令等の定め等

### (1) 地方自治法（以下「法」という。）

ア 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない（100条14項）。

イ 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする（同条15項）。

ウ 議長は、第14項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする（同条16項）。

### (2) 金沢市議会政務活動費の交付に関する条例（平成28年金沢市条例第38号による改正後の平成13年金沢市条例第2号。以下「本件条例」という。乙1〔42頁〕）

#### ア 交付の対象、額及び交付の方法

政務活動費は、金沢市議会の議員の職にある者に対して交付する（2条）。政務活動費は、各月の初日に在職する議員に対し、月額16万円を四半期ごとに交付する（3条1項）。

#### イ 政務活動費を充てることができる経費の範囲

（ア）政務活動費は、議員が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する（8条1

項)。

(イ) 政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする（8条2項，別表。以下「本件用途基準」という。）。

別表（抄）

項目	内容
1 調査研究費	議員が行う市の事務，地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費
3 広報費	議員が行う活動及び市政について市民に報告するために要する経費
9 人件費	議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費
1 2 共通経費	上記以外の経費で議員が行う活動に共通して必要な経費

5 (ウ) 政務活動費を充てることができない経費は、次のとおりとする（別表備考2(1)ないし(9)）。

①政党の活動に係る経費，②慶弔費その他の交際費的経費，③選挙活動に係る経費，④後援会活動に係る経費，⑤飲食を主目的とする会合の飲食に係る経費，⑥会派等又は個人の資産形成に係る経費，⑦政務活動費以外の公費支出と重複する支出に係る経費，⑧公職選挙法その他法令の制限等に抵触する経費，⑨使途不明の支出に係る経費

10

#### ウ 収支報告書等の提出

15

政務活動費の交付を受けた議員は、規則で定める政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、政務活動費に係る会計帳簿の写し及び領収書その他の当該支出に係る事実を証する書類の写しを添付して、議長に提出しなければならない（10条1項）。収支報告書及び前項の添付書類は、前年度の交付に係る政務活動費について、毎年4月30日までに提出しなければならない（同条2

項)。

#### エ 政務活動費の返還

市長は、政務活動費の交付を受けた議員が当該年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該議員が当該年度において8条に定める経費の範囲に基づいて支出した総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる(13条)。

#### オ 委任

この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める(15条)。

#### (3) 金沢市議会政務活動費運用の手引き(平成29年4月改訂後のもの。以下「本件手引き」という。乙1, 2)

金沢市議会は、政務活動費の取扱いの基本指針を示すものとして、要旨以下の記載を含む本件手引きを作成していた。

#### ア 政務活動費の性質

政務活動費は、政務活動に要する経費に対して適切に充当されるべきものであり、政務活動以外の経費に使用することは認められていない(第1章「政務活動費の概要」2)。

#### イ 政務活動費執行にあたっての原則

政務活動費の執行にあたっては、次に掲げる項目に留意のうえ、各議員の責任において、適切に取り扱うものとする(第2章「政務活動費の基本的な運用指針」1)。

(ア) 政務活動が、市行政と関連性を有していること

(イ) 政務活動費の各支出が、その目的からみて合理性、必要性を有していること

(ウ) 支出金額が、社会通念上相当と認められる範囲内であること

(エ) 政務活動費は、議員と一定の関係にある者や法人に対しては支出できないこと

ウ 実費弁償の原則・按分の取扱い

政務活動費は、実費弁償が原則である。ただし、政務活動費からの支出について、実額の把握が困難である場合に按分による算定方法を用いる場合は、この限りではない（第2章2）。当該活動に要した経費の全額に政務活動費を充てることが不相当であることが明らかな場合には、各活動の実態に応じて按分して充当することとする（第2章4）。

エ 政務活動費を充てることができない経費

本件条例別表備考2が示す政務活動費を充てることができない経費の具体的事例として、次のものがある（第3章）。

(ア) 「選挙活動に係る経費」の例

選挙ビラ等の作成・発送に係る経費、選挙活動に係る事務所経費（人件費を含む。）、その他選挙運動及び選挙活動に係る経費

(イ) 「後援会活動に係る経費」の例

後援会の広報紙等の作成・発送に係る経費、後援会活動に係る事務所経費（人件費を含む。）、その他後援会活動に係る経費

オ 政務活動費を充てることができる経費の範囲

政務活動費を充てることができる経費について、本件条例別表（本件使用基準）には例示がないため、本件手引きにおいて、何に充当できるかの例を具体的に示し、充てることができる経費の範囲を明確にする。ただし、例示は充当できる経費の全てを網羅したものではない（第4章1）。併せて、特に注意が必要な政務活動費の充当指針を示す（第4章2）。

(ア) 調査研究費

主な例として、資料印刷費、調査委託費、文書通信費、交通費、宿泊費等がある。その他の例として、施設入館料、タクシー料金、海外旅費、

研究会の会場費・講師謝金・お茶代、機材借上費、研究会への参加費・出席者負担金、研究会に伴う懇談会に係る会費等がある。

年会費等その団体の会員資格を得るためや、会合等に参加するために必要な会費については、その団体の活動内容及び実態が政務活動に資するものである必要がある。議員が一般の地域住民としての資格や、経営者としての資格等、個人的な資格で加入している団体の年会費・参加費等については、政務活動費を充当することができない。

海外・県外での政務活動を行うに当たっては、項目・場所等について、必要性、合理性等を考慮した上で行うこととする。議員は、海外や県外での政務活動等を終えたときは、視察等の行程、視察（訪問）先、調査等項目、調査等概要（市政との関連性、目的、内容、結果、所感等）を記載した海外・県外等政務活動報告書を作成し、収支報告書に添付するものとし、調査等概要欄には市政との関連性を必ず明記しなければならない。団体等が主催する研究会、研修会に参加したときは、実施された内容の概要が分かる資料を添付する。

#### (イ) 広報費

主な例として、広報紙・報告書等印刷費、会場費、茶菓子代、文書通信費、交通費等がある。その他の例として、広報活動のため開催する会の機材借上費、広報紙・議会報告・活動報告の編集作成費（印刷費は製本費用も含む。）、議会活動・政策等の広報用ポスター作成費、ホームページ作成料・管理費用、広報紙等発送費用（文書通信費を除く）がある。政務活動の内容、支出の事実等を明確にするため、市政報告会等の開催に要する経費を計上する場合は、市政報告会等開催報告書を添付するものとする。

#### (ウ) 人件費

職員の雇用については、所定の職員雇用台帳及び業務日誌の添付が必

要であり、業務日誌には従事した業務の内容を具体的に記載する。雇用した職員が政務活動以外の業務に従事した場合は、業務日誌等によりその状況を把握し、就労時間、日数による按分の上で政務活動費を充てることとする。政務活動費の人件費への充当限度額は1/2までとする。

5 (エ) 共通経費

共通経費は、①携帯電話及びタブレット端末の利用料金、②自動車の燃料費、③自動車のリース料、④コピー機のリース料、⑤事務所が自宅と兼用になっていない場合の自宅固定電話利用料の5つの経費以外は計上できない。各経費の充当限度額は、次のとおりとする。

10 a 携帯電話及びタブレット端末の利用料金については、それぞれ1台分に限り、充当割合を1/2とし、携帯電話及びタブレット端末を合わせて限度額を月1万5000円とする。

b 自動車の燃料費については、1台分に限り、充当割合を1/2、限度額を月2万円とする。

15 c 自動車のリース料については、1台分に限り、充当割合を1/2、限度額を月3万円とする（維持管理費を含む）。

d コピー機のリース料については、1台分に限り、コピー機を設置する事務所の形態に応じ、事務所費の按分率に準じて充当割合を1/2又は1/3とし、限度額を月1万円とする。

20 e 事務所が自宅と兼用になっていない場合で、自宅の固定電話を利用せざるを得ない場合の自宅の固定電話の利用料金については、1台分に限り、充当割合を1/3、限度額を月1万円とする。

(オ) 事務所費

25 政務活動費を充てることのできる事務所費に関し、事務所の形態（事務所が兼ねる機能）に応じ、按分率の上限を、①政務活動専用事務所又は②政務活動事務所+政治団体事務所は1/2とし、③政務活動事務所

+住居等又は④政務活動事務所+政治団体事務所+住居等は1/3とする(ただし、③及び④については上下水道代及び賃借料への充当は認めない。)

3 前提事実(当事者に争いが無い事実以外は末尾に証拠等を示す。以下、枝番は特記しない限り省略する。)

(1) 当事者等(弁論の全趣旨)

ア 原告は、金沢市の住民である。

イ 被告は、金沢市の執行機関である。

ウ 本件各議員は、いずれも平成29年度中に金沢市議会の議員の職に就いた者である(以下、それぞれ氏をもって「澤飯議員」などと略する。)

(2) 本件各議員に対する政務活動費の交付及び本件各議員による支出(甲4ないし25)

ア 被告は、平成29年度分の政務活動費として、本件各議員に対し、それぞれ192万円(月額16万円)を交付した。

イ 本件各議員は、平成29年度中に、別表Aないし別表Lの「活動(使途)内容」欄記載の事項に係る経費として、対応する各別表の各「支出額」欄記載の金額を支出し、平成30年4月30日までに、金沢市議会議長に対し、平成29年度政務活動費収支報告書(収支報告書)及び政務活動費出納簿(以下「出納簿」といい、収支報告書と併せて「収支報告書等」という。)を提出した。

本件各議員は、上記収支報告書等において、上記各支出につき、政務活動費を充当することができる経費として別表Aないし別表Lの各「充当額」欄記載の金額を計上し、支出額の全部又は一部を交付を受けた政務活動費から充当するとともに、その余を自己資金や会派共用費精算払戻など政務活動費以外の収入から充当した旨記載していた。

(3) 収支報告書等の訂正等(なお、平成29年度政務活動費収支報告書の提出

期限（平成30年4月30日）以降の収支報告書等の訂正が許されるかについては、後記のとおり争いがある。）

ア 野本議員は、令和元年11月1日、金沢市議会議長に対し、提出済みの収支報告書等（甲14、25）の記載の一部（別表Cの1、2、12、13及び20番）について誤りがあったとして、以下のとおり訂正した収支報告書等を提出した（丙へ1）。

（ア）別表Cの1番（封筒印刷代）の充当額

（誤） 6480円（支出額6480円の10/10計上）

（正） 5184円（同支出額の8/10計上）

（イ）別表Cの2番（市政報告会（6/24開催）会場費）の充当額

（誤） 3700円（支出額3700円の10/10計上）

（正） 3330円（同支出額の9/10計上）

（ウ）別表Cの12番（市政報告会用パワーポイントデータ作成費）の充当額

（誤） 4万8600円（支出額4万8600円の10/10計上）

（正） 4万3740円（同支出額の9/10計上）

（エ）別表Cの13番（封筒印刷代）の充当額

（誤） 8万2080円（支出額8万2080円の10/10計上）

（正） 6万5664円（同支出額の8/10計上）

（オ）別表Cの20番（封筒印刷代）の充当額

（誤） 3万0250円（支出額3万0250円の10/10計上）

（正） 2万4200円（同支出額の8/10計上）。

イ 高岩議員は、平成31年2月25日、金沢市議会議長に対し、提出済みの収支報告書等（甲6、17）の記載の一部（別表Gの36番）について誤りがあったとして、別表Gの36番に係る支出の活動（使途）内容、項目及び計上額をガソリン代（共通経費）2506円（支払額の1/2）か

ら灯油（事務所費）1653円（支払額の1/3）に訂正する収支報告書等を提出した（乙3）。

ウ 中川議員は、平成31年2月25日、金沢市議会議長に対し、提出済みの収支報告書等（甲8、19）の記載の一部について誤りがあったとして、事務所固定電話代（別表Iの25、33、38、45、50、59、66及び75番）、インターネットプロバイダ契約料（別表Iの60番）及び水道・下水道料金（別表Iの69番）の項目を共通経費から事務所費に訂正するとともに、事務所費として計上していた自動車ガソリン代2490円（支払額の1/2）及びKDDI携帯電話通信料（12月分）6118円（支払額の1/2）の項目を共通経費に訂正する収支報告書等を提出した（乙4）。

エ 上田議員は、平成30年10月29日、金沢市議会議長に対し、提出済みの収支報告書等（甲11、22）の記載の一部に誤りがあったとして、事務所費として計上していたコピーリース（2月利用分）3428円（支払額の1/3）の項目を共通経費に訂正する収支報告書等を提出した（乙5）。

#### (4) 住民監査請求

原告は、平成31年2月6日、法242条1項に基づき、金沢市監査委員に対し、「職員措置請求書—金沢市長に対する措置請求—」を提出して住民監査請求を行った。原告は、上記住民監査請求において、金沢市監査委員に対し、本件各議員に対する平成29年度中の政務活動費の交付につき、同議員らが同政務活動費を充当した費用の中には政務活動費の充当が許されない違法支出が含まれているなどとして、上記各議員に交付された政務活動費のうち違法支出に充当された金額及びこれに対する遅延損害金を金沢市に支払わせるように被告に勧告することなどを求めた。同監査委員は、原告に対し、同年4月4日、同人の請求を棄却する旨の監査結果を通知した（甲3）。

(5) 本件訴えの提起

原告は、平成31年4月26日、本件訴えを提起した（顕著な事実）。

4 争点

(1) 本件各支出が政務活動費を充てることができないものか（本件用途基準適合性）

(2) 本件各議員が金沢市に返還すべき不当利得の有無及び額

(3) 本件各議員が不当利得返還義務を負う場合に法定利息（民法704条）又は遅延損害金が発生するか

5 争点に関する当事者の主張

(1) 争点(1)（本件各支出が政務活動費を充てることができないものか）について

ア 争点(1)に関する当事者の主張は、次のイのとおり付加するほかは、別表Aないし別表Lの「原告の主張（違法理由）」欄及び「被告・補助参加人の主張」欄に記載のとおりである。

イ 収支報告書等の訂正について

（原告の主張）

野本議員、高岩議員、中川議員及び上田議員は、平成29年度政務活動費収支報告書の提出期限である平成30年4月30日以降に収支報告書等の訂正を行っているが、収支報告書等の提出期限を定める本件条例10条2項が存在する以上、同日に当該年度の政務活動費の支出額は確定するから、各訂正報告の時点で、上記各議員の平成29年度政務活動費は当初収支報告書等の内容で既に確定しており、平成29年度の決算処理も完了している。政務活動費の減額及び返還は当該会計年度中の未執行額の返還とは異なる不当利得返還金であり、会計年度の後の政務活動費の返還額は当該返還時点の会計年度の政務活動費の収入として戻入がされるものであるから、決算処理が終了し、政務活動費支出額が確定し

た後は、その変更は許されない。

(被告及び被告補助参加人らの主張)

争う。収支報告書等の提出期限後の支出の訂正は可能である。

(2) 争点(2) (本件各議員が金沢市に返還すべき不当利得の額) について

5 (原告の主張)

争点(1)のとおり、本件各議員による別表Aないし別表L記載の各支出はい  
ずれも政務活動費の全部又は一部を充てることができない支出である。そし  
て、本件各議員が政務活動費を充てることのできる限度を超えて充当した各  
支出はいずれも違法支出であり、その金額は、同各別表に対応する別紙違法  
10 支出額等一覧表の「違法支出額」欄記載の金額を各議員ごとに合計した金額  
となる。したがって、本件各議員は、同一覧表の各議員に対応する「違法支  
出額」欄記載の金額について、被告に対する不当利得返還義務を負う。

(被告及び被告補助参加人らの主張)

争う。本件各支出について本件各議員が金沢市に返還すべき不当利得はな  
15 い。

(3) 争点(3) (本件各議員が不当利得返還義務を負う場合に法定利息 (民法70  
4条) 又は遅延損害金が発生するか) について

(原告の主張)

金沢市では、政務活動費は前金払されているところ、本件各議員の政務  
20 活動費の支出が違法であるということは、法100条の規定に違反する政  
務活動費の支出であるにもかかわらず、当該議員が適法に充当できると偽  
っていたことになるから、本件各議員は、民法704条の悪意の受益者に  
当たり、収支報告書等の提出期限である平成30年4月30日の翌日以降、  
同条に基づく法定利息を支払う義務を負う。

25 また、本件条例10条2項の定める収支報告書等の提出期限は、前金払  
された政務活動費の精算期限でもあり、前金払された政務活動費の返還債

務は確定期限付債務であるから、民法412条1項が適用される。したがって、違法支出額がある場合、本件各議員は、本件条例10条2項により定められた精算期日（平成30年4月30日）の翌日である同年5月1日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金を支払う義務を負う。

（被告及び被告補助参加人らの主張）

本件各議員が悪意の受益者であること及び政務活動費返還債務につき期限の定めがあることは否認し、主張は争う。

政務活動費の返還義務の法的性質は不当利得返還義務であるが、収支報告書等の提出は政務活動に要した経費を単に通知し、返還額を了知させるための端緒にすぎないから、不当利得返還義務は期限の定めのない債務である。本件各議員はいずれも請求を受けておらず、不当利得返還義務の履行遅滞は生じていないため、本件各議員に平成29年度に交付された政務活動費に関する不当利得の返還義務があるとしても、遅延損害金は発生しない。

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 判断の枠組み

##### (1) 不当利得返還請求の要件について

法100条14項は、前段において「議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として」政務活動費を交付する制度を設けるとともに、同項後段において「政務活動費を充てることができる経費の範囲」も条例で定めなければならない旨定めた上、同条15項は、議員に対して政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出する義務を、同条16項は、議長に対して政務活動費の使途の透明性確保の努力義務をそれぞれ定めているところ、その趣旨は、議会の審議能力を強化し、調査研究その他の議員としての活動の基盤の充実を図るため、議員としての諸活動に係る費用等の会派又は議員に対する助成を制度化し、併せてその使途の透明性を確保するに

あると解される。このような法の定めを受け、本件条例は、政務活動費を充てることができる経費の範囲として本件使途基準を定めるとともに（８条）、当該年度において交付を受けた政務活動費の総額から本件使途基準に基づいて支出した総額を控除して残余がある場合には、市長は残余に相当する額の返還を命ずることができる旨定めている（１３条）。以上のとおり、法及び本件条例は、公金として交付される政務活動費の使途を限定しているから、当該年度において交付を受けた政務活動費のうち、上記使途（本件使途基準）に適合した支出に充てなかった残余がある場合には、当該残額はこれを保持する法律上の原因を欠くものとして、不当利得として返還されるべきこととなる。

一方、本件条例は、具体的な使途を個別に特定した上で政務活動費等を交付すべきものとは定めておらず、一定額を交付した上、事後に収支報告書等を提出させて使途を明らかにさせ、本件使途基準に適合した支出に充てなかった残額がある場合にはこれを返還させることにより、交付した政務活動費等が本件使途基準に適合した支出に充てられることを確保しようとする趣旨と解される。法１００条１４項前段、本件条例１３条の文言等に照らしても、収支報告書上の支出の総額が当該年度の交付額を上回ることを禁ずるものとは解されず、その支出の総額が交付額を上回る場合に、収支報告書上、支出の総額のうちどの部分について政務活動費等を充てるのかを明らかにすることを求めているものとも解されない。以上のような本件条例の定めの下では、政務活動費の収支報告書に本件使途基準に適合しない支出が一部計上されていたとしても、当該年度において、本件使途基準に適合する収支報告書上の支出の総額が交付額を下回ることはない限り、当該政務活動費の交付を受けた議員が政務活動費を法律上の原因なく利得したということとはできない。

したがって、本件条例に基づいて交付された政務活動費については、当該年度において、自己資金等をもって充てた額を含めた収支報告書上の支出の

総額から本件用途基準に適合しないものの額を控除した額が政務活動費の交付額を下回ることとなるときに限り、当該政務活動費等の交付を受けた議員は、交付総額から本件用途基準に適合する支出の総額を控除した残余相当額を不当利得として市に対して返還する義務を負うものと解するのが相当である（最高裁平成30年11月16日第二小法廷判決・民集72巻6号993頁参照）。そこで、以下、①本件各支出が政務活動費を充てることができないものか（本件用途基準に適合しないものか）を検討した上（争点(1)）、②交付総額、支出総額等を考慮して不当利得として返還すべき額を検討することとする（争点(2)）。

5  
10 (2) 主張立証責任について

ところで、本件各支出に係る政務活動費を本件各議員が保持することが法律上の原因を欠くこと（本件各支出が政務活動費を充てることができないものであること）については、不当利得返還請求権の存在を主張する原告において、主張立証すべきものである。

15 もともと、議員が支出した政務活動費の詳細な用途や目的については、これを地方公共団体の住民が把握することは困難である場合も多いと考えられる一方、その交付を受けた議員は、その用途について知悉し、その資料も所持していることが通常である。また、政務活動費の用途の透明性の確保の観点から、法100条15項は、政務活動費の交付を受けた議員等は条例の定めるところにより収支報告書を提出すべき旨規定し、同条を受けた本件条例  
20 においても、政務活動費の交付を受けた議員に、会計帳簿の調製及び領収書その他の関係書類の整理並びにこれら書類の保管（9条）や、収支報告書の作成並びに同報告書及び当該支出に係る事実を証する書類の写しの提出（10条。なお、同収支報告書の写しは被告に送付される（11条）。）を義務付け、議長に対しても、政務活動費の適正な運用を期すため、収支報告書等  
25 が提出されたときは、必要に応じ調査を行うなど用途の透明性の確保に努め

るものとしている。

上記のような政務活動費に係る資料の偏在状況や、法及び本件条例における政務活動費の使途の透明性確保のための議員及び議長が負う義務や役割を踏まえると、政務活動費の返還請求をする原告において、本件各議員による具体的な政務活動費の支出が違法な支出（本件使途基準に適合しない支出）であることを推認させる一般的・外形的事実を主張立証した場合には、被告又は本件各議員（法242条の2第1項4号の訴訟において、同号に定める「怠る事実に係る相手方」となる場合には、訴訟告知（同条7項）によって訴訟参加の機会を与えられることとなる。）の側において、当該支出が適法な支出であること（本件使途基準に適合すること）について反証を行わない限り、当該支出は、政務活動費の本来の使途及び目的に反する用途への支出であるとの立証があったものと解するのが相当である。

### (3) 本件手引きについて

金沢市議会は、政務活動費の取扱いの基本指針を示すものとして本件手引きを作成しているところ、その趣旨は、地方の実情を考慮した上で、政務活動費の使途の透明性をより一層確保する点にあると解される。そして、政務活動費の交付に関する具体的事項は、普通地方公共団体の議会が定める条例によるべきものとされているところ（法100条14項）、政務活動費の支出対象となり得る議員としての活動は、広範囲に及び得るものであることにも照らすと、政務活動費の支出が本件条例の定める本件使途基準に適合するものかについては、議員により構成される議会自身の自律的判断をも尊重すべきものである。そうすると、前記のような趣旨の下で金沢市議会が作成した本件手引きについても、本件各議員の政務活動費の支出について本件使途基準を解釈適用するに当たっては、当該支出に係る本件手引きの内容が法及び本件条例に照らして不合理といえない限り、その記載内容を十分参酌することが相当である。

この点、原告は、本件手引きは条例ではないから政務活動費の充当の可否を判断するための規範とはならない旨主張する。確かに、政務活動費の用途は、法100条14項に基づき定められた本件条例8条2項所定の本件用途基準が定めており、本件条例15条は、本件条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとし、その細則的  
5 事項を金沢市議会の定める規則等に委任していない。したがって、本件手引き自体は法令とはいえず、議会自身が作成した内規にすぎない。

もつとも、本件条例の定める本件用途基準が一義的に明確ではないことにも鑑みれば、本件用途基準の解釈適用に当たっても、地方議会の自律的権能  
10 を背景に作成された本件手引きの記載内容が法及び本件条例に照らして不合理といえない限り、その記載内容を十分参酌することが相当であり、原告の上記主張が本件用途基準に照らして本件各支出の法令適合性を判断するにあたり、本件手引きの記載内容を参酌すべきではないとの趣旨であれば、理由がない。

## 15 2 調査研究費について

本件用途基準は、政務活動費を充てることのできる議員の調査研究費について、「議員が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費」と定めている。そして、本件手引きは、その具体例として、交通費、研究会への参加費・出席者負担金、研究会に伴う懇談会に係る会費等を掲げて  
20 いるところ、これらの費用は、上記のような議員の調査研究に伴い必要となり得る経費であるといえ、調査研究費についての本件手引きの記載は、具体例も含め、法及び本件条例に照らして不合理とはいえない。

ところで、前記政務活動費の趣旨並びに法及び本件条例の定め文言、趣旨等に加え、本件条例別表備考2(2)が慶弔費その他の交際費的経費には政務活動費を充てることできないとし、本件手引きも議員が個人的な資格で加入して  
25 いる団体の年会費や参加費等については政務活動費を充てることできないと

していることなどに照らせば、支出の費目の上では政務活動費を充てることのできる経費に該当し得る場合（例えば、研究会への参加費等）であっても、議員としての議会活動を離れた活動に関する経費ないし当該行為の客観的な目的や性質に照らして議員の活動の基礎となる調査研究活動との間に合理的関連性が認められない行為に関する経費（例えば、議員としての活動を離れた議員個人の私的活動等に伴う経費、社会通念に照らして不相当に高額な支出等）は、前記政務活動費の趣旨に反するから、本件用途基準に定める「議員が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費」（調査研究費）に該当しないというべきである（最高裁平成25年1月25日第二小法廷判決・裁判集民事243号11頁参照）。

### 3 広報費について

(1) 原告は、市議会議員の活動においては、4年に1度の選挙期間が7日間と短期間であることに起因して「選挙活動の日常化」が起きているところ、広報費は、各議員が行う活動等を市民に報告するための経費という側面と、各議員の宣伝効果を有する後援会活動の経費という側面があり、政務活動に要する経費であるとともに政務活動費を充てることができない経費でもあると相反する側面を有するから、政務活動を充当できる金額は均等に按分する必要がある、広報費の支出においては、当該支出額の2分の1の額を超えて政務活動費を充当することはできない旨主張する。

(2) この点につき検討するに、本件用途基準は、議員の広報費について、「議員が行う活動及び市政について市民に報告するために要する経費」と定め、本件手引きは、その具体例として、広報紙・報告書等印刷費、会場費、茶菓子代、文書通信費、交通費等を掲げているところ、議員が行う市政に関する政策や活動等を市民に知らせることは、市政に対する市民の関心を喚起向上するとともに、市政に関する市民の要望や意見等を的確に収集・把握し、これを議会における審議に反映するための前提としての意義を有し、議会にお

ける審議の充実強化に資するものであるということが出来る。このような広報活動が、同時に各議員の宣伝としての効果を有することもあり得るが、それがあくまで広報活動に伴う付随的・副次的なものにとどまる限り、上記のような広報活動の本来的な役割や効果を損なうものではないから、当該広報活動の全部が、議員の議会活動の基礎となる活動との間の合理的関連性を有するものというべきであって、原告の主張するように、広報活動が一般的に議員自身の宣伝の側面があることのみを理由に、広報費の全部又は一部への政務活動費の支出が本件用途基準に適合しないものとなるということとはできない。

もつとも、本件条例別表備考2は、同(1)ないし(9)記載の経費は政務活動費を充てることができないとしているところ、議員が行う活動のうち、特に政党活動や選挙活動、後援会活動については、議員ないし議員が所属する政党自体の宣伝や発展をその主たる目的とするものであり、それが市政の広報ないし議会の審議に資する面もないではないとしても、上記のような目的に事実上付随するものにすぎない。また、本件手引きは、「一つの活動が区分できる場合もあり、また政務活動とこれ以外の議員活動の両面を有する場合、さらには渾然一体となっている場合など、明確に区分できない場合もある」と考えられることから、「当該活動に要した経費の全額に政務活動費を充てることが不相当であることが明らかな場合には、各活動の実態に応じて按分して充当すること」としている(乙1 [5頁])。

以上のような本件手引きの記載内容も参酌しつつ、本件条例別表備考2の定め趣旨に照らせば、議員が行う活動に係る支出が、全体としては本件用途基準の定める「議員が行う活動及び市政について市民に報告するために要する経費」に該当し得る場合であっても、その広報の具体的な内容や形式において明らかに議員が行う活動又は市政の報告との関連性が低い議員自身や政党の宣伝を主たる目的とするとみられる部分(例えば、議員の政党活動や

後援会活動に関する記事，議員の私的活動に関するプロフィールや写真などが相当程度あるようなときには，本件手引きにいう「当該活動に要した経費の全額に政務活動費を充てることが不適當であることが明らかな場合」に当たるといふべきであり，当該広報活動に係る経費のうち，当該部分に係る割合等に応じて按分した額を控除した範囲に限り，本件使途基準に適合するといふべきである。そして，当該経費に同範囲を超えて政務活動費が支出されたものと認められる場合には，当該超過部分につき，本件使途基準に適合しない支出であることを推認させる一般的・外形的事実の立証があったものといふべきである。

#### 4 人件費について

(1) 原告は，議員が雇用する者が常用雇用者の場合は議員の政務活動に専従している雇用者でないとその人件費を政務活動費から充当してはならないこと，議員は，人件費の支出が政務活動のための支出であることを証するため，当該雇用者の労働実態を示す資料を提出する必要があることを主張する。

(2) この点につき検討するに，本件使途基準は，人件費を「議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費」と定めており，本件条例及び本件手引きのいずれにおいても，議員が雇用する者が議員の政務活動の補助に専従している雇用者であることを政務活動費充当の要件とすることをうかがわせる規定ないし記載はない。また，本件手引きは，収支報告書等に添付すべき業務日誌には従事した業務の内容を具体的に記載することや，職員が政務活動以外の業務に従事した場合にはその就労時間，日数による按分をし，充当限度額を1/2までとしているところ，議員の活動が政務活動以外にも多岐にわたり，議員が雇用する者が議員の政務活動を補助することのみをその業務としているとは限られないことからすれば，上記記載は，法や本件条例に照らして不合理であるということとはできない。これら本件条例等の関係規定等に照らしても，対象となる職員を議員の政務活動の補助に専従している者に限定

している」と解釈すべき理由は見出し難く、人件費として政務活動費を充当できる経費の範囲は、議員が雇用する者が現に従事する業務の内容に照らして客観的に判断されるべきであり、その判断の基礎となる資料も、議員が収支報告書等に添付した職員雇用台帳及び業務日誌の記載に限られないというべきである。本件手引きが、職員が政務活動以外の業務に従事した場合の充当  
5 按分率を決めるに当たり、「業務日誌等」によりその状況を把握する旨記載しているのも、その趣旨と解される。

したがって、原告の上記主張はいずれも採用できない。

#### 5 共通経費について

10 (1) 原告は、共通経費についての本件条例の規定ぶりが抽象的であってその内容が条例に定められているとはいえない等として、本件各支出を共通経費として政務活動費を充当することは違法である旨主張する。

そこで検討すると、法100条14項及び15項は、政務活動費の具体的な内容、交付等の手続について、各地方公共団体がその実情に応じて制定する条例に委ねることとしているところ、地方公共団体の議会が極めて広範囲  
15 にわたる権限を有していること（法第6章参照）に伴い、本件条例8条1項が「政務活動」として定義する議会の議員としての活動も広範囲に及び、これに伴う経費についても、個々の政務活動との間の個別的対応関係が明らか  
なもののほか、個々の政務活動と個別的に対応するものではないが、これら  
20 政務活動に共通して必要とされる経費が生ずることも想定される  
ところである。本件条例は、このような経費の政務活動との一般的関連性を踏まえ、別表第12欄において、政務活動費を充てることのできる共通経費として、  
「上記以外の経費で議員が行う活動に共通して必要な経費」を掲げているもの  
と解され、このような規定内容は、政務活動費を交付することができる経  
25 費の範囲を拡大するとともに、その具体的な内容、交付の方法等を条例の定  
めに委ねることとした平成24年法律第72号による法改正の趣旨（乙1

[1頁])に照らしても、不合理とはいえず、その規定内容が不明確であるともいえないから、法100条14項及び16項に抵触し、無効であるということとはできない。したがって、議員が行う政務活動と合理的関連性を有するものであって、政務活動に共通して必要となる経費については、本件条例に基づき政務活動費を充てることができるものと解するのが相当である。

(2) 次に、原告は、本件手引きに例示されている携帯電話及びタブレット端末の利用料金等は、いずれも法制執務の関係から本件条例に定めることのできなかったもので、私的経費であるから、政務活動費を充てることができない旨主張する。

そこで検討するに、本件手引きが限定列挙する5つの例のうち、①携帯電話及びタブレット端末等（以下併せて「携帯電話等」という。）の利用料金は、現代社会における市政に関する連絡手段や情報収集手段に係る経費として、自動車の②燃料費及び③リース料は、金沢市のような地方都市における政務活動のための移動手段に係る経費として、④コピー機のリース料は政務活動に関する資料等の作成や収集手段に係る経費として、⑤事務所が自宅と兼用になっていない場合の自宅の固定電話利用料は、政務活動のための連絡手段に係る経費として、いずれも議員の政務活動の用に供され得る手段に係るものであり、政務活動と一般的な関連性を有するものと認められる。これらの経費については、個々の政務活動ごとに生じるものではなく、通常、上記携帯電話等や自動車などの一定期間の利用に対する対価ないし経費という形で生じるものであって、同経費と個々の政務活動と直接的な対応関係を明らかにすることは事実上困難である上、仮に、これら機器等の利用時間や利用割合等に応じた対応関係を想定することができるとしても、これをいちいち明らかにしなければならないとするのでは、時宜に応じた的確な政務活動の実施に支障を来し、法及び本件条例が政務活動費の交付を定めた趣旨に反することにもなりかねない。そうすると、上記①ないし⑤の経費は、いずれ

も本件条例が定める「共通経費」として位置付けることがふさわしく、本件条例が「共通経費」として想定する経費であるというべきである。そして、本件手引きが記載する共通経費に係る按分割合及び充当限度額等も、当該経費の性質や議員の事務所の形態等に応じて定められているものであって、これを不合理であるとみるべき事情はうかがわれない。

以上によれば、共通経費に関する本件手引きの記載内容は、法及び本件条例に照らして不合理とはいえないから、共通経費に係る支出が本件用途基準に適合するか否かを判断するに当たっては、共通経費に関する本件手引きの記載を参酌して判断することが相当である。

(3) さらに、原告は、共通経費は政務活動に要する費用とそうとはいえない費用が混在する場合があるから、議員は、共通経費の経費支出に対応する政務活動の具体的内容及び当該支出と政務活動との具体的関連性を裏付ける資料を提出する必要がある旨主張する。

そこで検討すると、本件条例10条1項は、政務活動費の交付を受けた議員に対し、「領収書その他の当該支出に係る事実を証する書類の写し」の提出を義務付けているところ、同項の文理に照らすと、同項はあくまで支出の事実を裏付ける書類の写しの提出を求めていると解するのが自然である。実質的にみても、前記(2)で説示した共通経費の性質からすれば、個々の共通経費としての支出に対応する政務活動の内容及び支出との関連性を具体的に特定して明らかにする資料を提出することは事実上相当の困難を伴うものであり、本件条例がそのような資料の提出まで求めているものと解することはできない。本件手引きは、限定列举した上記①ないし⑤の共通経費のいずれにも充当限度額を設けているところ、これは、共通経費に政務活動以外に要する費用が典型的に含まれ、かつ、それを証する資料の提出が困難であることを踏まえた記載であると解するのが相当である。

他に、法及び本件条例が、原告の主張する上記資料の提出まで求める趣

旨であると解すべき証拠はなく、原告の上記主張は採用できない。

## 6 収支報告書等の訂正について

(1) 原告は、収支報告書等の提出期限を定める本件条例10条2項が存在する以上、同日に当該年度の政務活動費の支出額は確定するから、それ以降の収支報告書等の訂正は許されない旨主張する。

(2) そこで検討すると、本件条例10条2項が収支報告書の提出期限を定めた趣旨は、議員が返還すべき政務活動費の金額は、議員が作成・提出した収支報告書等の内容を踏まえて判断することになるため、被告において議員の政務活動費の充当が本件用途基準に適合するものか判断することを可能とし、返還すべき政務活動費がある場合には、被告が速やかにその返還決定をすることができるようにすることにあるものと解される。このような同項の趣旨に照らせば、議員は、同項で定める提出期限までに、正確な内容が記載された収支報告書等を提出すべきである。

しかしながら、本件条例及びこれを踏まえた本件手引きのいずれにも、収支報告書等について、その提出期限後の訂正が許されない旨の定め又は記載はない。加えて、議員が提出した収支報告書等に記載された用途が実態と異なるなど、その記載内容に誤りがあることが事後的に判明した場合に、収支報告書等の提出期限後の訂正が一切許されないとすると、かえって政務活動費の用途の透明性の確保が困難となるおそれがある。以上に照らせば、法又は本件条例が、収支報告書等の提出期限後の訂正を一律に禁止する趣旨と解することはできない。

また、そもそも、政務活動費に係る不当利得返還請求権は、議員が、交付された政務活動費を本件用途基準に適合しない経費に支出・充当することにより発生するものであるから、その成否は、訂正の時期にかかわらず、当該経費が本件用途基準に適合するか否かによって客観的に判断されるべきものである。したがって、収支報告書等の提出期限後にその記載内容の訂正があ

った場合には、当該訂正内容が客観的に誤りであるような場合を除き、当該訂正後の記載内容をも踏まえて政務活動費の支出が本件使途基準に適合するか否かを客観的に判断すべきである。

以上より、原告の上記主張は採用できない。

- 5 7 争点(1) (本件各支出が政務活動費を充てることができないものか) について  
以上の判断枠組み及び各政務活動費に係る本件使途基準の適合性判断の考え方を前提に、本件各議員の支出が政務活動費を充てることができないものであったかを検討する。

(1) 澤飯議員の支出

10 ア 調査研究費 (別表A) について

(ア) 証拠 (甲4, 15, 丙イ3) によれば、澤飯議員が、平成29年度の調査研究費として104万7437円を支出し、その全額を政務活動費に充当できる経費として収支報告書等に計上したこと、澤飯議員の調査研究費の支出の内訳は、各種団体の会費、視察旅費及び協議会・セミナー参加費等であったことが認められる。

(イ) 金沢市議会私立保育所保育推進議員連盟会費 (別表Aの1, 2, 6, 8, 11, 14, 17, 20, 21, 25ないし27番) について

証拠 (甲26の28, 26の29, 丙イ3) によれば、上記支出は、金沢市議会私立保育所保育推進議員連盟の会費であるところ、同連盟は、保育に対する諸施設を研究・増進し、私立保育所及び認定こども園の充実発展に貢献することを目的とする団体であって、平成28年度には、日本保育協会、金沢地区会との協議、勉強会等を行ったこと、同連盟の会員は、同連盟の趣旨に賛同する金沢市議会議員で、私立保育園 (所) 又は認定こども園の法人の役員 (理事長・理事) に就任している者であり、同連盟の会費は月額3000円であることが認められる。

以上によれば、同連盟は、議員の立場から保育の環境整備、保育行政、

保育施策等を充実させる目的で関係団体との協議、勉強会等の各種事業を行っているものと認められるから、同連盟の各種事業への参加は、市の保育行政に関連する調査研究の一環といえ、そのために月額3000円の会費を支出することは、議員の市政に関する調査研究にとって不要又は不合理とはいえず、社会通念上不相当に高額とも認められない。また、上記の同連盟会員の資格要件からすれば、澤飯議員の個人的な資格で同連盟に加入しているとも認められない。

したがって、同連盟の会費の支出が違法な支出であることを推認させる一般的・外形的事実の立証がされているとはいえず、同支出が本件用途基準に適合しないものであるとは認められない。

(ウ) 会派視察旅費等費用（別表Aの3番）について

証拠（甲26の3，26の30，丙イ3）によれば、澤飯議員は、平成29年5月23日及び24日、芦屋市役所及び神戸市会を視察し、芦屋市役所においては芦屋市債権管理に関する条例について、神戸市会においては神戸市歯科口腔保健推進条例についてそれぞれ調査研究を行い、旅費等合計4万2635円を支出したことが認められる。

これらの条例を調査研究することは、金沢市における同種の条例制定等に資するものとして市政に関連し、そのための上記旅費等の支出は、議員の市政に関する調査研究にとって不要又は不合理とはいえず、その額が社会通念上不相当に高額とも認められない。

したがって、同視察旅費の支出が違法な支出であることを推認させる一般的・外形的事実の立証がされているとはいえず、同支出が本件用途基準に適合しないものであるとは認められない。

(エ) 全国日台友好議員協議会総会参加交通旅費（別表Aの4番）について

証拠（甲26の4，26の31，26の32，丙イ3）によれば、同協議会は、台湾内各都市と連携を図るとともに相互理解に努め、台湾内

各都市との交流を推進することを目的とし、同目的に賛同する全国の地方議会議員をもって組織する団体であつて、台湾内各都市との相互訪問、調査研究及び情報交換等の事業を行っているところ、澤飯議員が、平成29年5月29日から30日にかけて、大阪市で開催された同協議会総会に参加し、他の地方議会議員との間で金沢市を含め全国の各都市がより台湾の各都市と関係強化を図るための情報交換等を行い、参加費、旅費合計3万8580円を支出したことが認められる。

金沢市が国際交流活動を通して市民相互の友好・親善の促進を図っていることを併せ考えれば、上記総会への参加は市政に関連する調査研究の一環といえ、そのための参加交通旅費を支出することが、議員の市政に関する調査研究にとって不要又は不合理とまではいえず、その額も社会通念上不相当に高額なものとはいえない。

したがって、同参加交通旅費の支出が違法な支出であることを推認させる一般的・外形的事実の立証がされているとはいえず、同支出が本件使途基準に適合しないものであるとは認められない。

(オ) 全国日台友好議員協議会平成29年度会費（別表Aの5番）について証拠（甲26の5，26の31，26の32，丙イ3）によれば、前記(エ)で認定した同協議会の目的、事業及び組織に関する事実に加え、その年会費が5000円であることが認められる。

以上の同協議会の目的・事業は、議員に対して市政（市の国際交流行政）に関連する調査等の機会を提供するものといえ、そのために5000円の年会費を支出することは、議員の市政に関する調査研究にとって不要又は不合理とも、社会通念上不相当に高額ともいえない。加えて、上記同協議会の資格要件に照らせば、澤飯議員の個人的な資格に基づいて加入していると認めることもできない。

したがって、同協議会の年会費の支出が違法な支出であることを推認

させる一般的・外形的事実の立証がされているとはいえ、同支出が本件用途基準に適合しないものであるとは認められない。

(カ) 第14回全国地方議員交流研修会参加費（別表Aの7番）について

証拠（甲26の7，26の33，丙イ3）によれば，澤飯議員が，平成29年7月18日から19日に第14回全国地方議員交流研修会に参加し，「トランプ政権と日本一直面する国と地域の課題」をテーマとする講演を聞いた上で，トランプ政権，政党政治，地域の課題等について調査研究をし，全国各地の地方議員と意見交換を行い，その後，札幌市内の路面電車の様子も調査したこと，以上を通じて参加費・旅費合計1万2520円を支出したことが認められる。

前者の研修会への参加は，地域にも関係し得る全国的な政治課題等の調査研究という点で市政に関連し，そのための参加費の支出は，議員の市政に関する調査研究にとって不要又は不合理なものとはいえ、その額が社会通念上不相当に高額ともいえない。併せて金沢市で議論されているLRTの様子を調査したことも，市政に関連するものと言い得る。

したがって，同参加費の支出が違法な支出であることを推認させる一般的・外形的事実の立証がされているとはいえ、同支出が本件用途基準に適合しないものであるとは認められない。

(キ) 株式会社地方議会総合研究所主催セミナー参加費（別表Aの9番）について

証拠（甲26の9，26の34，丙イ3）によれば，澤飯議員が，平成29年7月31日，株式会社地方議会総合研究所主催のセミナーに参加して，宇都宮市におけるLRT計画の課題等について調査研究し，受講料，旅費合計5万3104円を支出したことが認められる。

金沢市においてもLRTという新交通導入に向けた議論がされている状況で，他の地方自治体の議論状況等につき調査研究することは市政に

関連し、そのためのセミナー参加費の支出は、議員の市政に関する調査研究活動にとって不要又は不合理とはいえず、その額が社会通念上不相当に高額なものともいえない。

したがって、同参加費の支出が違法な支出であることを推認させる一般的・外形的事実の立証がされているとはいえず、同支出が本件用途基準に適合しないものであるとは認められない。

(ク) 日台交流サミット in 熊本視察参加費（別表Aの10番）について

証拠（甲26の10、26の35、丙イ3）によれば、日台交流サミットは、第1回が金沢市で開催され、平成29年度は地震災害の復興を含めて熊本市で開催されたこと、澤飯議員が、平成29年8月22日から23日までの間、同サミットに参加し、金沢ゆかりの技師のつながりで友好関係にある台湾各地との友好関係を全国的に広げるための調査研究を行い、日本国内の関係議員、台湾の議員関係者、政府関係者との意見交換を行い、参加費・旅費合計6万7520円を支出したことが認められる。

金沢市においては国際交流を通じて市民相互の友好・親善の促進を図っていることに照らせば、上記サミットへの参加は、市政に関連する調査研究の一環といえるところ、その参加費・旅費を支出することが、議員の市政に関する調査研究にとって不要又は不合理とはいえず、その額も社会通念上不相当に高額であるとはいえない。

したがって、同参加費の支出が違法な支出であることを推認させる一般的・外形的事実の立証がされているとはいえず、同支出が本件用途基準に適合しないものであるとは認められない。

(ク) 金沢駅西活性化懇話会平成29年度会費（別表Aの12番）について

証拠（甲26の12、26の36、丙イ3）によれば、同懇話会は、金沢駅西地区の活性化を図ることを目的とし、平成28年度はコスタク

ルーズから見る金沢港の可能性についての講演を開くなどの事業を行ったこと、その年会費は1万円であること、澤飯議員は、同懇話会の常任幹事に就任していること、同懇話会は、金沢市長らが顧問を務め、他の金沢市議会議員が常任幹事、幹事及び監査役の一部や事務局次長を務めていることが認められる。

以上のおりの同懇話会の目的・事業は、市政に関連し、同懇話会の活動を通じて金沢駅西地区の実情を把握し、知識を得て、関係者間で意見交換をするための年会費を支出することは、議員の市政に関する調査研究活動にとって不要又は不合理とはいえ、その額も社会通念上不相当に高額であるとはいえない。加えて、上記の同懇話会の役員構成に照らせば、澤飯議員の個人的な資格で加入しているものと認めることもできない。

したがって、同年会費の支出が違法な支出であることを推認させる一般的・外形的事実の立証がされているとはいえず、同支出が本件用途基準に適合しないものであるとは認められない。

(二) 一般社団法人地方議員研究会主催セミナー参加費等（別表Aの13番）について

証拠（甲26の13、26の37、丙イ3）によれば、澤飯議員が、平成29年9月26日、同セミナーに参加し、質問作成のスキルアップをテーマとした講義を受講し、行政組織、有効な質問方法等の調査研究を行い、受講料・旅費合計5万3104円を支出したことが認められる。

議員の質疑や質問が市政に果たす役割が大きいことを踏まえると、上記調査研究は市政に関連し、議会の審議の充実強化に資するものといえるところ、そのためのセミナー参加費等の支出は、議員が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究活動にとって不要又は不合理とはいえ、社会通念上不相当に高額であるともいえない。

したがって、同参加費等の支出が違法な支出であることを推認させる一般的・外形的事実の立証がされているとはいえず、同支出が本件用途基準に適合しないものであるとは認められない。

5 (イ) 日台友好議員連盟の大阪・中華民国国慶節の参加費（別表Aの15）  
について

証拠（甲26の15，26の38，丙イ3）によれば，澤飯議員は，平成29年10月6日，金沢市議会日台友好議員連盟の一員として，大阪市内で開催された中華民国国慶節に参加し，全国から台湾と友好協定等を締結している都市から参加した議員と意見交換を行い，金沢市がより台湾の地方都市と友好関係を発展させるための方策等について調査研究を行い，旅費合計3万4700円を支出したことが認められる。

10 金沢市が国際交流活動を通じて市民相互の友好・親善の促進を図っていることに照らせば，上記調査研究によって各関係都市との関係強化を目指すことは市政に関連し，そのための参加費の支出は，議員が行う市の事務等に関する調査研究にとって直ちに不要又は不合理とはいえず，その額が社会通念上不相当に高額であるともいえない。

15 したがって，同参加費の支出が違法な支出であることを推認させる一般的・外形的事実の立証がされているとはいえず，同支出が本件用途基準に適合しないものであるとは認められない。

20 (ロ) 日台友好議員連盟海外視察 台湾白冷圳訪問の費用（別表Aの16番）  
について

証拠（甲26の16，26の39，丙イ3）によれば，澤飯議員が，平成29年10月12日から15日にかけて，金沢市議会日台友好議員連盟の一員として台中市等を視察し，同市市議会議長，市長等と意見交換等を行い，台中市議会と金沢市との友好協定締結，台中市の施策である金沢市出身技師の記念館等について調査研究を行い，旅費合計23万

4860円を支出したことが認められる。

金沢市が国際交流活動を通じて市民相互の友好・親善の促進を図っていることに照らせば、上記調査研究によって台中市との関係強化を目指すことは市政に関連し、そのための旅費の支出が議員が行う市政に関する調査研究活動にとって不要又は不合理とはいえ、社会通念上不相当に高額であるともいえない。

したがって、同訪問費の支出が違法な支出であることを推認させる一般的・外形的事実の立証がされているとはいえ、同支出が本件用途基準に適合しないものであるとは認められない。

(ス) 一般社団法人地方議員研究会セミナーの参加費等（別表Aの18番）について

証拠（甲26の18、26の40、丙イ3）によれば、澤飯議員が、平成29年11月9日、同セミナーに参加し、「地域イノベーション成功の本質」をテーマとした講義を受講し、地域資源を活用したイノベーション、ITを活用した地域活性化、地方と都市部の違い等について調査研究を行い、受講料、交通費等合計8万1100円を支出したことが認められる。

以上の調査研究は、金沢市における今後の地域活性化の検討に資するものであるから、市政に関連し、そのためのセミナー参加費等の支出は議員が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究活動にとって不要又は不合理とはいえ、その額が社会通念上不相当に高額ともいえない。

したがって、同参加費等の支出が違法な支出であることを推認させる一般的・外形的事実の立証がされているとはいえ、同支出が本件用途基準に適合しないものであるとは認められない。

(セ) 県外視察の費用（別表Aの19番）について

証拠（甲26の19、26の41、丙イ3）によれば、澤飯議員が、

平成29年11月14日から17日にかけて、①株式会社ヤクルト本社中央研究所に訪問し、②第12回全国市議会議長会研究フォーラム in 姫路大会、③第23回全国女性消防団員活性化広島大会にそれぞれ参加したこと、①においては乳酸菌飲料の摂取による健康増進策、学校現場・医療機関・高齢者施設での使用割合や効果、金沢市での活用状況等について、②においては「議会改革の実績と議会力の向上—政策創造と立法部を考える」、 「議会改革をどう進めていくか」をテーマとした講演等を聞いて全国各地の議会改革について、③においては全国各地の防火対策や金沢での開催に向けた会場選定等について、それぞれ調査研究をし、旅費等合計11万3850円を支出したことが認められる。

①については、金沢市においても市立病院等で飲用されていることから、その効用等を知ることが、②については、各地の議会における議会改革の実情等を知ることが、③については、石川県消防協会が大会を誘致する予定があり、その規模が相当なものになることが予想されることから、その実情、課題等を知ることが、それぞれ市政に関連し、そのための視察費用を支出することは、議員が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究活動にとって不要又は不合理とはいえ、その額が社会通念上不相当に高額なものともいえない。

したがって、同視察費用の支出が違法な支出であることを推認させる一般的・外形的事実の立証がされているとはいえ、同支出が本件用途基準に適合しないものであるとは認められない。

(ソ) 一般社団法人地方議員研究会主催セミナー受講料等 (別表Aの22番) について (甲15 (領収書番号145番) には「地方議員総合研究所」とあるが、甲26の22の領収書等の記載に照らし明白な誤記と認める。)

証拠 (甲26の22, 26の42, 丙イ3) によれば、澤飯議員は、

平成30年2月5日、同セミナーに参加し、「予算議会前に押さえておきたいポイント1, 2」をテーマとしたセミナーを受講し、当初予算のチェック事項、予算議会で議員が指摘する視点等について調査研究を行い、受講料、旅費等合計5万3300円を支出したことが認められる。

5 予算議会については金沢市でも当然開催が予定されるものであるから、上記調査研究は市政に関連し、そのための受講料等の支出は、議員が行う地方行財政に関する調査研究活動にとって不要又は不合理とはいえず、その額も社会通念上不相当に高額であるとはいえない。

10 したがって、同受講料等の支出が違法な支出であることを推認させる一般的・外形的事実の立証がされているとはいえず、同支出が本件用途基準に適合しないものであるとは認められない。

(夕) 自治体向けICT推進セミナーin名古屋の参加費等(別表Aの23番)について

15 証拠(甲26の23, 26の43, 丙イ3)によれば、澤飯議員が、平成30年1月16日、①自治体向けICT推進セミナーに参加し、ICT化・ペーパーレス化と議会について調査研究を行った後、②全国日台友好議員協議会会長(名古屋市議会議員)らと、平成30年7月に開催される第4回日台議連サミットについて打合せを行い、参加費・旅費合計3万2160円を支出したことが認められる。

20 上記①については金沢市議会でもICT化やペーパーレス化が進められる可能性があること、上記②については金沢市が国際交流活動を通じて市民相互の友好・親善の促進を図っていることから、いずれも市政に関連し、参加費等の支出が議員が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究活動にとって不要又は不合理とはいえず、社会通念上不相当に高額であるともいえない。

25 したがって、同参加費等の支出が違法な支出であることを推認させる

一般的・外形的事実の立証がされているとはいえ、同支出が本件用途基準に適合しないものであるとは認められない。

5 (フ) 株式会社地方議会総合研究所主催セミナーの受講料等（別表Aの24番。甲15（領収書番号147番）には「地方議員総合研究所」とあるが、甲26の24の領収証の記載に照らし明白な誤記と認める。）について

証拠（甲26の24、26の44、丙イ3）によれば、澤飯議員は、平成30年2月7日、同セミナーに参加し、「平成30年度の予算を踏まえた自治体予算審議におけるチェックポイント」をテーマとする講義  
10 を受講して、平成30年度経済見通しと政策、平成30年度国の予算の特徴、平成30年度地方財政対策の特徴、平成30年度地方財政計画の読み方、自治体予算を読むこと、決算を踏まえた予算審議、住民を取り込んで進める予算編成等について調査研究を行い、受講料、旅費合計7万9004円を支出したことが認められる。

15 予算審議は金沢市においても当然に開催が予定されるものであり、それについて調査研究を行うことは市政に関連し、そのための受講料等の支出は、議員が行う地方行財政等に関する調査研究活動にとって不要又は不合理とはいえ、その額が社会通念上不相当に高額なものともいえない。

20 したがって、同受講料等の支出が違法な支出であることを推認させる一般的・外形的事実の立証がされているとはいえ、同支出が本件用途基準に適合しないものであるとは認められない。

(ツ) 小括

25 以上のとおり、澤飯議員の収支報告書等に計上された調査研究費の支出は、いずれも本件用途基準に適合しないものであるとは認められない。

イ 共通経費（別表H）について

(ア) 証拠(甲4, 15, 33, 丙イ3)によれば, 澤飯議員が, 自宅の一室にパソコン, 机, 椅子, デジタル複合機(コピー機)等を設置して政務活動事務所として使用していたこと, 平成29年度の共通経費として, ①デジタル複合機(コピー機)リース料, ②デジタルコピー機(カウン  
5 ト料), ③乗用車リース料金, ④自動車ガソリン代及び⑤携帯電話利用料金を支出し, ①及び②についてはその支出を3分の1の割合で按分した金額(当該金額が本件手引き記載の上限額を上回る場合には, 本件手引き記載の上限額。ただし, 後記別表Hの42番を除く。), ③ないし  
⑤についてはその支出を2分の1の割合で按分した金額(当該金額が本  
10 件手引き記載の上限額を上回る場合には, 本件手引き記載の上限額)の合計額である54万9916円を, 政務活動費を充てることのできる経費として収支報告書等に計上したこと, 同議員は, 政務活動に関して,  
①及び②に係るコピー機を政務活動事務所に設置して政務活動資料の作成等のため, ③及び④に係る自動車を調査研究対象事項の現地調査や住  
15 民等との意見交換の場への移動手段として, ⑤に係る携帯電話を政務活動の際の連絡手段としてそれぞれ使用し, 政務活動の用に供するための使用は, ①及び②に係るコピー機は3分の1を, ③ないし⑤に係る自動車及び携帯電話は2分の1を超えていたことが認められる。

共通経費に係る支出が本件用途基準に適合するか否かは, 前記5(2)で  
20 説示したとおり, 議会自身が作成した本件手引きの記載を十分参酌して判断すべきところ, 本件手引きは, 上記①ないし⑤の各経費の内容・性質や, 澤飯議員が設置する事務所の形態(本件手引きにおける「政務活動事務所+住居等」に該当すると認められる。)に照らすと, 上記①及び②については支出額の3分の1の限度, 上記③ないし⑤については支出  
25 額の2分の1の限度(ただし, いずれも本件手引きに上限額に記載のある場合は同上限額の限度)で政務活動費を充てることのできるものと

しており、その範囲においては本件用途基準に適合しないということ  
できない。

そして、澤飯議員の上記①ないし⑤の各充当額は、後記の別表Hの4  
2番を除き、いずれも本件手引き記載の限度額の範囲に収まっているも  
のと認められる。

5 (イ) 別表Hの42番（平成30年2月23日支払のデジタルコピー機（カ  
ウント料））について

②デジタルコピー機（カウント料）に係る支出はコピー機リース料の  
一部であるから、本件手引きによれば、その充当割合は3分の1であり、  
10 上限額は月額1万円となる。しかるに、証拠（甲4，15，33の7）  
によれば、澤飯議員は、別表Hの42番記載のとおり、平成30年2月  
23日、デジタルコピー機（カウント料）として3万2518円を支出  
し、その3分の1以内の金額である1万0730円をもって政務活動費  
を充てることのできる経費として計上していることが認められ、上限額  
15 を730円分超過している。

したがって、別表Hの42番の支出に係る充当額のうち、730円は  
議会自身が作成した本件手引き記載の上限額を超える以上、本件用途基  
準に適合しない違法支出であると推定される。他に同推定を覆すに足り  
る主張立証はない。

20 ウ 以上によれば、澤飯議員の収支報告書等に計上された共通経費の支出  
については、別表Hの42番の支出のうち730円の支出は本件用途基  
準に適合しないものであると認められるが（なお、同金額につき澤飯議  
員が不当利得返還義務を負うかについては後に検討する。）、その余の  
支出はいずれも本件用途基準に適合しないものであるとは認められない。

25 (2) 下沢議員の広報費支出（別表B）

ア 証拠（甲7，18，27，乙9の1）によれば、下沢議員が、平成29

年度の広報費として121万8962円を支出し、会報印刷費（別表Bの7番）は10分の1を除いて、その余の支出は按分することなくその全額を、それぞれ政務活動費に充当できる経費として収支報告書等に計上したこと、同議員の広報費支出の内訳は、HPウェブサイト管理費、  
5 市政報告書の郵送費及び印刷費、1・2月定例月議会案内郵送費、ハガキ印刷代、会報印刷費であることが認められる。

広報費に係る支出が本件用途基準に適合するか否かは、前記3(2)で説示したとおり、基本的には本件手引きを参酌しつつ「議員が行う活動及び市政について市民に報告するために要する経費」に該当するかを判断すべきであるが、その広報の具体的な内容や形式において、明らかに議員  
10 自身の宣伝を主たる目的とするとみられる部分が相当程度含まれている場合については、当該部分については、議会の議員として行う政務活動との合理的関連性を有しないと解される。

#### イ HPウェブサイト管理費（別表Bの1番）について

同支出は、下沢議員のHPウェブサイトの管理費であり、本件手引きが  
15 例示する「ホームページ作成料・管理費用」に該当する。同ウェブサイトには、地域、農業、健康、安全及び環境という5つの分野が未来のために継続・発展したい内容として記載され、下沢議員が行っている活動が写真付きで紹介され、同議員の最新の市政報告書がリンク先で掲載さ  
20 れている一方、末尾には下沢議員のプロフィールも掲載されている（甲27の1）。もっとも、同プロフィールの相当部分は下沢議員の議会又は市政に関連する活動歴等であることがうかがわれ、リンク先である市政報告書を含めたウェブサイト全体との比較において、同プロフィールのうち議員の家族構成や趣味といった議員が行う活動又は市政の報告との  
25 関連性が低い記載は限られていることなどに鑑みると、上記ホームページを全体として見たときに、明らかに議員が行う活動又は市政の報告

との関連性が乏しい下沢議員自身の宣伝を主たる目的とする部分が相当程度含まれているとまでは認められない。

したがって、同支出は、本件用途基準に適合しない支出であるとは認められない。

5 ウ 市政報告書の郵送費及び印刷費（別表Bの2ないし4番）について

同支出は、下沢議員が発行した市政報告13号（乙9の2）に関する費用であり、本件手引きに例示されている「広報紙・報告書等印刷費」及び「広報紙等発送費用」に該当するものである。市政報告13号には、  
10 議会提案による手話言語条例の説明文や、金沢外環状道路海側幹線の取り組み状況を図説したものや、公務による活動方法が記載されており、その内容及び形式に照らして、下沢議員自身の宣伝を主たる目的とすると  
みられる部分が相当程度含まれているとはいえない。

したがって、同支出は、本件用途基準に適合しない支出であるとは認められない。

15 エ 12月定例会議会案内郵送費（別表Bの5番）について

同支出は、金沢市議会定例会一般質問傍聴のご案内（甲27の5）の郵送費であるところ、本件手引きに例示されている「広報紙等発送費用」に該当するものである。同ご案内には、下沢議員が、同議員が取り組んでいる宿泊税、森林環境税やアリーナ構想などの政務活動に関する議会  
20 での一般質問の実施を案内する内容が記載されており、その内容及び形式に照らして、明らかに下沢議員自身の宣伝を主たる目的とするとみられる部分が相当程度含まれているとはいえない。

したがって、同支出は、本件用途基準に適合しない支出であるとは認められない。

25 オ ハガキ印刷代（別表Bの6番）について

同支出は、議会案内用ハガキの印刷代であり（甲27の6、乙9の1）、

定例月議会の案内のために使用していたものであるから、本件手引きに例示されている「広報紙・報告書等印刷費」に該当するものである。同ハガキの表面下部には、下沢議員の事務所名、住所、電話番号、ホームページのURLが記載され、下沢議員の顔写真がプリントされているもの、上記の使用目的、記載の位置や範囲等も併せ考えれば、その内容及び形式に照らし、明らかに下沢議員自身の宣伝を主たる目的とするとみられる部分が相当程度含まれているとはいえない。

したがって、同支出は、本件用途基準に適合しない支出であるとは認められない。

10 カ 会報印刷費（別表Bの7番）について

同支出は、下沢議員が発行している市政報告14号（甲27の2）の印刷費であり、本件手引きに例示されている「広報紙・報告書等印刷費」に該当するものである。市政報告14号には、平成29年度議会の一般質疑報告、平成30年度当初予算案に関する議案や取組みの説明、家庭  
15 ごみ有料化制度に関連して資源搬入ステーションの案内等が記載されている。一方、下沢議員は、紙面の中に政務活動以外の議員活動における写真部分が一部含まれているとして、上記アのとおり、会報印刷費（別表Bの7番）に関する支出については、その10分の1を除いた金額を政務活動費に充てることのできる経費として計上しているところ、紙面  
20 全体をみても、議員自身の宣伝を主たる目的とする部分が全体の10の1を超えて含まれているとは認められない。

したがって、同支出は、本件用途基準に適合しない支出であるとは認められない。

キ 小括

25 以上のとおり、下沢議員の収支報告書等に計上された広報費の支出は、いずれも本件用途基準に適合しないものであるとは認められない。

(3) 野本議員の広報費支出（別表C）

ア 証拠（甲14, 25, 28, 丙へ3）によれば、野本議員が、平成29年度の広報費として137万0820円を支出し、市政報告書に関する支出については10分の2を、市政報告会に関する支出については10分の1又は10分の2を、ホームページに関する支出については10分の2を除いて、その余の支出（別表Cの17）は按分することなくその全額を、それぞれ政務活動費に充当することができる経費として収支報告書等に計上し、その合計額は114万3026円（ただし、前記前提事実(3)アのとおり訂正され、訂正後の金額は111万4034円）であること、同議員の広報費支出の内訳は、市政報告書に関する支出、市政報告会に関する支出、ホームページに関する支出及び議会質問傍聴案内の郵送料であることが認められる。

広報費に係る支出が本件用途基準に適合するか否かは、前記3(2)で説示したとおり、基本的には本件手引きも参酌しつつ判断することが相当であるが、その広報の具体的な内容や形式において、明らかに議員自身の宣伝を主たる目的とすると思われる部分が相当程度含まれている場合については、当該部分については、議会の議員として行う政務活動との合理的関連性を有しないこととなる。

イ 市政報告書に関する支出（別表Cの1, 4, 6, 7, 9, 10, 13, 20ないし23及び30番）について

同支出には、野本議員が発行する市政報告書である「のもとまさとNEWS V.15」ないし「のもとまさとNEWS V.17」（甲28の4, 28の17, 28の25）の印刷代、これを封入する封筒印刷代、貼付する切手代、ポストイニング代、郵送代が含まれるところ、これらの支出は、本件手引きが例示する「広報紙・報告書等印刷費」及び「広報紙等発送費用」に該当する。そして、これらの市政報告書には、野本議

員の議会における質問及びそれへの回答の紹介、野本議員が関心を持っている分野についての活動報告等が記載されている。一方、「皆様へのメッセージ」欄には今後の応援を求める趣旨の記載部分等があるなど、紙面の一部は、議員が行う活動又は市政の報告との関連性が乏しい議員自身の宣伝を主たる目的とする部分と評価し得る余地もあるものの、同部分  
5 部分は、紙面全体の10分の2を超えないと認められる。そして、野本議員は、上記アのとおり、市政報告書に関する支出については、訂正したのもも含めてその10分の2を除いた金額を政務活動費に充てることのできる経費として計上しており、使途基準適合性に疑問の余地がある  
10 支出は既に控除されている。

したがって、同支出は、いずれも本件使途基準に適合しない支出であるとは認められない。

ウ 市政報告会に関する支出（別表Cの2，5，11，12，14，26及び27番）について

同支出には、市政報告会の会場費、市政報告会案内葉書代、市政報告会  
15 お茶代、市政報告会用パワーポイントデータ作成費、市政報告会用横断看板・DVDデータ作成費が含まれるところ、これらの支出は、本件手引きに例示されている「会場費」、「飲料代」、「茶菓子代」、「広報紙・議会報告・活動報告の編集作成費」及び「広報紙等発送費用」に該当する。  
20

平成29年6月24日開催の市政報告会では、有料ゴミ問題、新交通導入、市政に対する要望等について市政報告がされ、質疑応答がなされた一方、野本議員の後援会会長の開会の挨拶、来賓の挨拶なども約10分  
25 行われ、これらが市政報告会全体（約105分）のうち10分の1程度を占めていた（甲28の2）。また、平成30年2月21日開催の市政報告会では、12月定例会議会、現況の市政の課題、市政に対する要望

について市政報告がされた一方、後援会会長や来賓の挨拶も行われ、これらが市政報告会全体（約150分）のうち10分の2程度を占めていた（甲28の22）。このように、各市政報告会において行われた後援会会長や来賓の挨拶等は、議員が行う活動又は市政の報告と合理的関連性を有しない議員自身の宣伝を主たる目的とするものと認められる余地があるものの、野本議員は、上記アのとおり、市政報告書に関する支出については、訂正したものも含めて、平成29年6月24日開催の市政報告会についてはその10分の1を、平成30年2月21日開催の市政報告会についてはその10分の2を除いた金額を政務活動費に充てることのできる経費として計上しており、既に控除されている。そして、当該部分を除いたその余の市政報告会の内容については、明らかに議員の宣伝を主たる目的とする部分が相当程度含まれているとは認められない。

したがって、同支出は、いずれも本件用途基準に適合しない支出であるとは認められない。

エ ホームページに関する支出（別表Cの3、8、15、16、18、19、24、25、28、29、31及び32番）について

同支出は、いずれも野本議員のホームページの管理料であるところ、本件手引きに例示されている「ホームページ作成料・管理費用」に該当する。同ホームページには、野本議員が取り組み又は関心を有している施策等の紹介や、市政報告書である「のもとまさとNEWS」のバックナンバーを閲覧できる記事が掲載されている一方で、のもと正人後援会の目的、規約、入会方法等に関する案内や野本議員の私的活動に係るプロフィール等も掲載されているが、その全体に占める割合は10分の2を超えないと認められる（丙へ2、3）。のもと正人後援会に係る部分は、明らかに政務活動費を充てることができない議員の後援会活動の宣伝を主たる目的とする部分である（本件条例別表備考2(4)）と認められるも

5 のの、野本議員は、上記アのとおり、ホームページに関する支出についてはその10分の2を除いた金額を政務活動費に充てることのできる経費として計上しており、既に控除されている。そして、当該部分を除いたホームページの記事については、議員自身又は後援会活動の宣伝を主たる目的とする部分が相当程度含まれているとは認められない。

したがって、同支出は、いずれも本件用途基準に適合しない支出であるとは認められない。

オ 議会質問傍聴のご案内郵送代（別表Cの17番）について

10 同支出は、野本議員が一般質問をする金沢市議会の傍聴のお知らせを目的としたハガキの郵送代であるところ、本件手引きに例示されている「広報紙等発送費用」に該当する。同お知らせには、野本議員が、金沢市議会において、家庭ごみ有料化制度、犀川周辺文化ゾーンの形成、上下水道管の老朽化対策及びスポーツの推進について一般質問を行うこと、その日時場所などが記載されているところ（甲28の13）、その内容及び形式に照らして、野本議員自身の宣伝を主たる目的とすると思われる部分が相当程度含まれているとはいえない。

15 したがって、同支出は、本件用途基準に適合しない支出であるとは認められない。

カ 収支報告書等の訂正について

20 野本議員は、収支報告書等の提出期限後にその記載内容を一部訂正しているところ、前記6で説示したとおり、この場合には、当該訂正内容が客観的に誤りであるような場合を除き、当該訂正後の記載内容をも踏まえて政務活動費の支出が本件用途基準に適合するか否かを客観的に判断すべきである。

25 そして、野本議員の訂正内容は前記前提事実(3)アのとおりであるが、これらの訂正内容が客観的に誤りであると認めるに足りる証拠はなく、訂

正後の記載内容をも踏まえた政務活動費の支出が本件用途基準に適合しない支出であると認められないことは前記のとおりである。

キ 小括

5 以上のとおり，野本議員の収支報告書等に計上された広報費の支出は，いずれも本件用途基準に適合しないものであるとは認められない。

(4) 玉野議員の広報費支出（別表D）

10 ア 証拠（甲9，20，29，丙ハ1）によれば，玉野議員が，平成29年度の広報費として103万9930円を支出し，按分することなくその全額を政務活動費に充当できる経費として収支報告書等に計上したこと，同議員の広報費支出の内訳は，玉野まこと通信制作代，同通信はがき購入代，ホームページの年間ドメイン更新料及びレンタルサーバー利用料金であることが認められる。

15 広報費に係る支出は本件用途基準に適合するか否かは，前記3(2)で説示したとおり，基本的には本件手引きを参酌して判断すべきであるが，その広報の具体的な内容や形式において，明らかに議員が行う活動又は市政の報告との関連性が低く議員自身の宣伝を主たる目的とするとみられる部分が相当程度含まれている場合は，当該部分については，議会の議員として行う政務活動との合理的関連性を有しないこととなる。

20 イ 玉野まこと通信制作代及びはがき購入代金（別表Dの1ないし6番）について

25 同支出は，玉野議員の市政報告書である「玉野まこと通信No. 66」ないし「玉野まこと通信No. 68」（甲29の1ないし29の3）の制作代及びはがき購入代金であるところ，本件手引きに例示されている「広報紙・報告書等印刷代」及び「広報紙等発送費用」に該当する。上記各市政報告書には，市議会の報告や地域活動報告又は市の財政状況や市政に対する要望等が記載されているところ，その内容及び形式に照ら

して、明らかに議員が行う活動又は市政の報告と関連性が低い玉野議員自身の宣伝を主たる目的とするとみられる部分が相当程度含まれているとはいえない。

したがって、同支出は、いずれも本件用途基準に適合しない支出であるとは認められない。

5 ウ 年間ドメイン更新料、年間レンタルサーバー利用料金（別表Dの7）について

同支出は、玉野議員のホームページの維持管理に係る費用であるところ、本件手引きに例示されている「ホームページ作成料・管理費用」に該当する。同ホームページには、玉野議員が取り組み又は関心を有している施策等を紹介する記事や、玉野まこと通信のバックナンバーが閲覧できる記事が掲載されている一方、玉野議員のプロフィールも記載されているが、その全体に占める割合はわずかなものにとどまる（甲29の6）。同ホームページの記載には、その内容及び形式に照らして、明らかに議員が行う活動又は市政の報告との関連性が低く玉野議員の宣伝を主たる  
10  
15

したがって、同支出は、本件用途基準に適合しない支出であるとは認められない。

エ 小括

20 以上のおり、玉野議員の収支報告書等に計上された広報費の支出は、いずれも本件用途基準に適合しないものであるとは認められない。

(5) 小林議員の広報費支出（別表E）

ア 証拠（甲13、24、甲30、丙ホ2）によれば、小林議員が、平成29年度の広報費として100万0746円を支出し、ホームページドメイン更新料（別表Eの3番）を除いて按分することなくその全額を政務活動費に充当できる経費として収支報告書等に計上したこと、同議員の  
25

広報費支出の内訳は、市政レポートの作成・印刷・郵送代及び議会傍聴案内郵送代であることが認められる（なお、上記ホームページドメイン更新料（別表Eの3番）は違法支出として主張されていない。）。

5 広報費に係る支出は本件用途基準に適合するか否かは、前記3(2)で説示したとおり、基本的には本件手引きを参酌して判断すべきであるが、その広報の具体的な内容や形式において、明らかに議員が行う活動又は市政の報告との関連性が低く議員自身の宣伝を主たる目的とするとみられる部分が相当程度含まれている場合は、当該部分については、議会の議員として行う政務活動との合理的関連性を有しないこととなる。

10 イ 市政レポートの作成・印刷・郵送代（別表Eの1，5ないし7番）について

同支出は、小林議員が発行する市政報告書である「こぼやし誠2017年市政報告タックルレポート」（甲30の5）及び「こぼやし誠2018年市政報告タックルレポート」（甲30の4）の作成・印刷・郵送代であるところ、本件手引きに例示されている「広報紙・議会報告・活動報告の編集作成費」，「広報紙・報告書等印刷費」及び「広報紙等発送費用」に該当する。上記市政報告書には、市議会の報告，障害者スポーツの普及，大徳地区での小学校新設，小中学校トイレの洋式化，金沢港周辺のまちづくり，学校給食での乳酸菌飲料導入，金沢市歯と口の健康づくり推進条例の具現化に関する金沢市歯科医師会会長との談話内容等  
15  
20  
25  
が記載されているところ，その内容及び形式に照らして，明らかに議員が行う活動又は市政の報告との関連性が低い小林議員の宣伝を主たる目的とするとみられる部分が相当程度含まれているとはいえない。

したがって，同支出は，いずれも本件用途基準に適合しない支出であるとは認められない。

ウ 議会傍聴案内郵送代（別表Eの2及び4番）について

同支出は、小林議員が一般質問を行う金沢市議会の傍聴案内の郵送代であり、本件手引きに例示されている「広報紙等発送費用」に該当する。同案内には、小林議員が、金沢市議会において、金沢市の自治、金沢市歯と口の健康づくり推進条例の具現化、腸内環境の重要性、食品環境衛生について一般質問を行うこと、同議会の日時場所等が記載されているところ（丙ホ1）、その内容及び形式に照らして、明らかに議員が行う活動又は市政の報告と関連性が低い小林議員の宣伝を主たる目的とするとみられる部分が相当程度含まれているとはいえない。

したがって、同支出は、いずれも本件用途基準に適合しない支出であるとは認められない。

#### エ 小括

以上のとおり、小林議員の収支報告書等に計上された広報費の支出は、いずれも本件用途基準に適合しないものであるとは認められない。

#### (6) 松村議員の人件費支出（別表F）

ア 証拠（甲5、16、31、丙ロ1ないし4）によれば、松村議員は、平成29年度当時、自宅とは別に、金沢市長田所在のアパートの一室を賃借して政務活動事務所として使用し、また、田口功一（以下「田口」という。）及び高島ちづ江（以下「高島」という。）をアルバイトとして自らの政務活動事務所雇用し、田口に対しては1時間当たり900円、高島に対しては1時間当たり1000円を勤務時間に応じて支払っていたこと、平成29年度の人件費として、田口に対して29万9700円、高島に対して145万8000円の合計額175万7700円を支出し、これを2分の1の割合で按分した金額である87万8850円を政務活動費を充てることのできる経費として収支報告書等に計上したこと、平成29年度当時、松村議員の政務活動事務所において、田口は主に現地調査の補助業務、政務活動資料収集・検討の補助業務等に従事し、高島

は田口が従事する業務に加えて政務活動費収支報告書などの作成補助業務に従事していたこと、田口及び高畠はいずれも政務活動とは関係のない業務を行うこともあったが、政務活動に関連する業務の割合が2分の1を超えていたことが認められる。

5           そして、人件費支出が本件用途基準に適合しているか否かは、前記4(2)のとおり、議員が提出する職員雇用台帳や業務日誌等の資料に基づき、議員が雇用する者が現に従事する業務の内容に照らして客観的に判断されるべきである。本件手引きによれば、政務活動費の人件費への充当は、雇用した職員が政務活動以外の業務に従事している場合にはその就労時間、日数によって按分することとし、その充当は2分の1を限度とする旨規定されており、その範囲で本件用途基準に適合すると認められるところ、関係証拠に照らして田口及び高畠が政務活動に関連する業務に従事する割合が2分の1を超えていたこと、松村議員が政務活動費を充て  
10           ることのできる人件費と収支報告書等に計上した金額が本件手引きによる上記規定の範囲内であることは上記のとおりであり、これを左右するに足りる証拠はない。

イ 以上のとおり、松村議員の収支報告書等に計上された人件費の支出は、いずれも本件用途基準に適合しないものであるとは認められない。

(7) 高岩議員の共通経費支出（別表G）

20           ア 証拠（甲6，17，32，乙8の1ないし4）によれば、高岩議員が、平成29年度の共通経費として、①ガソリン代、②携帯電話代、③車リース代及び④コピー機リース代を支出し、①ないし③についてはその支出を2分の1の割合で按分した金額（当該金額が本件手引き記載の上限額を上回る場合には、本件手引き記載の上限額）、④についてはその支出を3分の1の割合で按分した金額（当該金額が本件手引き記載の上限額を上回る場合には、本件手引き記載の上限額）の合計額である59万  
25

7874円（ただし、前記前提事実(3)イのとおり訂正され、訂正後の金額は59万5368円。）を、政務活動費を充てることのできる経費として収支報告書等に計上したこと、同議員は、政務活動に関して、①及び③に係る自動車を現地調査や住民等との意見交換の場への移動手段として、②に係る携帯電話を政務活動の際の連絡手段として、④に係るコピー機を政務活動事務所に設置して政務活動のためにそれぞれ使用し、政務活動の用に供するための使用は、①ないし③に係る自動車及び携帯電話は2分の1を、④に係るコピー機は3分の1をそれぞれ超えていたことが認められる。

共通経費に係る支出が本件用途基準に適合するか否かは、前記5(2)で説示したとおり、本件手引きの記載を参酌して判断すべきところ、上記①ないし④の各経費の内容・性質等に照らせば、上記①ないし③については支出額の2分の1の限度、上記④については、高岩議員の政務活動事務所の形態が証拠上明らかではないものの、少なくとも支出の3分の1の限度（ただし、いずれも本件手引きに上限額の記載がある場合は同上限額の限度）で政務活動費を充てることのできるものとされており、その範囲において本件用途基準に適合するものというべきである。

そして、高岩議員の上記①ないし④の各充当額は、いずれも本件手引き記載の限度額の範囲に収まっているものと認められる。

イ　ところで、高岩議員は、収支報告書等の提出期限後にその記載内容を一部訂正しているところ、前記6で説示したとおり、この場合には、当該訂正内容が客観的に誤りであるような場合を除き、当該訂正後の記載内容をも踏まえて政務活動費の支出が本件用途基準に適合するか否かを客観的に判断すべきである。

そして、高岩議員の訂正内容は前記前提事実(3)イのとおりであるが、これらの訂正内容が客観的に誤りであると認めるに足りる証拠はなく、訂

正後の記載内容をも踏まえた政務活動費の支出が本件用途基準に適合しない支出であると認められないことは前記のとおりである。

ウ 以上のとおり、高岩議員の収支報告書等に計上された共通経費の支出は、いずれも本件用途基準に適合しないものであるとは認められない。

5 (8) 中川議員の共通経費支出（別表Ⅰ）

ア 証拠（甲8，19，34，丁1）によれば、中川議員が、平成29年度の共通経費として、①自動車ガソリン代、②自動車リース料及び③携帯電話代を支出し、いずれもその支出を2分の1の割合で按分した金額（当該金額が本件手引き記載の上限額を上回る場合には、本件手引き記載の上限額）の合計額である52万5042円（ただし、前記前提事実  
10 (3)ウのとおり訂正され、訂正後の金額は50万4521円。）を、政務活動費を充てることのできる経費として収支報告書等に計上したこと、同議員は、政務活動に関して、①及び②に係る自動車を現地へ赴くための移動手段として、③に係る携帯電話を政務活動の際の連絡手段として  
15 それぞれ使用し、政務活動の用に供するための使用はいずれも2分の1を超えていたことが認められる。

共通経費に係る支出が本件用途基準に適合するか否かは、前記5(2)で説示したとおり、本件手引きの記載を参酌して判断すべきところ、上記①ないし③の各経費の内容・性質等に照らせば、いずれも支出額の2分の1の限度（ただし、本件手引きに上限額の記載がある場合は同上限額の  
20 限度）で政務活動費を充てることのできるものとされており、その範囲において本件用途基準に適合するものというべきである。

そして、中川議員の上記①ないし③の各充当額は、いずれも本件手引き記載の限度額の範囲に収まっているものと認められる。

25 イ ところで、中川議員は、収支報告書等の提出期限後にその記載内容を一部訂正しているところ、前記6で説示したとおり、この場合には、当該

訂正内容が客観的に誤りであるような場合を除き、当該訂正後の記載内容をも踏まえて政務活動費の支出が本件用途基準に適合するか否かを客観的に判断すべきである。

そして、中川議員の訂正内容は前記前提事実(3)ウのとおりであるが、これらの訂正内容が客観的に誤りであると認めるに足りる証拠はなく、訂正後の記載内容をも踏まえた政務活動費の支出が本件用途基準に適合しない支出であると認められないことは前記のとおりである。また、中川議員が上記訂正により共通経費として計上した自動車ガソリン代4980円及びKDDI携帯電話通信料1万2237円は、それぞれその2分の1に当たる金額が政務活動費を充てることのできる経費として計上されており、いずれも本件手引き記載の限度額の範囲に収まっているものと認められる。

ウ 以上のとおり、中川議員の収支報告書等に計上された共通経費の支出は、いずれも本件用途基準に適合しないものであるとは認められない。

(9) 前議員の共通経費支出（別表J）

ア 証拠（甲10、21、35、丙ニ1ないし4）によれば、前議員が、平成29年度当時、自宅とは別に金沢市不動寺町所在の建物2階の一室に机、椅子等を置いて、同所を政務活動事務所として使用していたこと、平成29年度の共通経費として、①自動車ガソリン代、②自動車リース料、③携帯電話代及び④自宅電話代を支出し、①ないし③についてはその支出を2分の1の割合で按分した金額（当該金額が本件手引き記載の上限額を上回る場合には、本件手引き記載の上限額）、④についてはその支出の3分の1の割合で按分した金額（当該金額が本件手引き記載の上限額を上回る場合には、本件手引き記載の上限額）の合計額である51万3913円を、政務活動費を充てることのできる経費として収支報告書等に計上したこと、同議員は、政務活動に関して、①及び②に係る

自動車を現地へ赴くための移動手段として、③に係る携帯電話を政務活動の際の連絡手段として、④に係る自宅固定電話を政務活動事務所の電話番号を知らない者からの連絡への対応手段としてそれぞれ使用し、政務活動の用に供するための使用は、①ないし③に係る自動車及び携帯電話は2分の1を、④に係る自宅固定電話は3分の1をそれぞれ超えていたことが認められる。

共通経費に係る支出が本件用途基準に適合するか否かは、前記5(2)で説明したとおり、本件手引きの記載を参酌して判断すべきところ、上記①ないし④の各経費の内容・性質、前議員の政務活動事務所の形態（政務活動事務所と自宅が兼用になっていないと認められる。）に照らせば、上記①ないし③は支出額の2分の1の限度、上記④は支出額の3分の1の限度（ただし、いずれも本件手引きに上限額の記載がある場合は同上限額の限度）で、政務活動費を充てることができるものとされており、その範囲において本件用途基準に適合するものというべきである。

そして、前議員の上記①ないし④の各充当額は、いずれも本件手引き記載の限度額の範囲に収まっているものと認められる。

イ 以上のとおり、前議員の収支報告書等に計上された共通経費の支出は、いずれも本件用途基準に適合しないものであるとは認められない。

(10) 上田議員の共通経費支出（別表K）

ア 証拠（甲11, 22, 36, 乙10の1）によれば、上田議員が、平成29年度の共通経費として、①ガソリン代、②車リース代、③携帯電話代及び④コピー機リース代を支出し、①ないし③についてはその支出を2分の1の割合で按分した金額（当該金額が本件手引き記載の上限額を上回る場合には、本件手引き記載の上限額）、④についてはその支出の3分の1の割合で按分した金額（当該金額が本件手引き記載の上限額を上回る場合には、本件手引き記載の上限額）の合計額である51万05

50円（ただし、前記前提事実(3)エのとおり訂正され、訂正後の金額は51万3978円。）を、政務活動費を充てることのできる経費として収支報告書等に計上したこと、同議員は、政務活動に関して、①及び②に係る自動車を現地調査や住民等との意見交換の場への移動手段として、③に係る携帯電話を政務活動の際の連絡手段として、④に係るコピー機を政務活動事務所に設置して政務活動のためにそれぞれ使用し、政務活動の用に供するための使用は、①ないし③に係る自動車及び携帯電話は2分の1を、④に係るコピー機は3分の1をそれぞれ超えていたことが認められる。

10 共通経費に係る支出が本件用途基準に適合するか否かは、前記5(2)で説示したとおり、本件手引きの記載を参酌して判断すべきところ、上記①ないし④の各経費の内容、性質等に照らせば、上記①ないし③については支出額の2分の1の限度、上記④については、上田議員の政務活動事務所の形態が証拠上明らかではないものの、少なくとも支出の3分の1の限度（ただし、いずれも本件手引きに上限額の記載がある場合は同上限額の限度）で政務活動費を充てることのできるものとされており、その範囲において本件用途基準に適合するものというべきである。

そして、上田議員の上記①ないし④の各充当額は、いずれも本件手引き記載の限度額の範囲に収まっているものと認められる。

20 イ ところで、上田議員は、収支報告書等の提出期限後にその記載内容を一部訂正しているところ、前記6で説示したとおり、この場合には、当該訂正内容が客観的に誤りであるような場合を除き、当該訂正後の記載内容をも踏まえて政務活動費の支出が本件用途基準に適合するか否かを客観的に判断すべきである。

25 そして、上田議員の訂正内容は前記前提事実(3)エのとおりであるが、これらの訂正内容が客観的に誤りであると認めるに足りる証拠はなく、訂

正後の記載内容をも踏まえた政務活動費の支出が本件用途基準に適合しない支出であると認められないことは前記のとおりである。また、上田議員が上記訂正により共通経費として計上したコピーリース代1万0390円は、その3分の1以内の金額が政務活動費を充てることのできる経費として計上されており、本件手引き記載の限度額の範囲に収まっているものと認められる。

ウ 以上のとおり、上田議員の収支報告書等に計上された共通経費の支出は、いずれも本件用途基準に適合しないものであるとは認められない。

(11) 秋島議員の共通経費支出（別表L）

ア 証拠（甲12，23，37，戊1ないし3）によれば、秋島議員が、平成29年度当時、自宅とは別に金沢市上荒屋所在の建物1階の一区画を政務活動専用事務所として使用していたこと、平成29年度の共通経費として、①ガソリン代、②自動車リース代、③携帯電話代及びタブレット使用料代並びに④自宅電話料を支出し、①ないし③についてはその支出を2分の1の割合で按分した金額（当該金額が本件手引き記載の上限額を上回る場合には、本件手引き記載の上限額）、④についてはその支出の3分の1の割合で按分した金額（当該金額が本件手引き記載の上限額を上回る場合には、本件手引き記載の上限額）の合計額である50万4708円を、政務活動費を充てることのできる経費として収支報告書等に計上したこと、同議員は、政務活動に関して、①及び②に係る自動車を住民等との意見交換や要望・陳情に出向く際の移動手段として、③に係る携帯電話及びタブレット端末を政務活動の際の連絡手段として、④に係る自宅固定電話を政務活動のための通話手段及びFAXの送受信手段としてそれぞれ使用し、政務活動の用に供するための使用は、①ないし③に係る自動車並びに携帯電話及びタブレット端末は2分の1を、④に係る自宅固定電話は3分の1をそれぞれ超えていたことが認められ

る。

共通経費に係る支出が本件用途基準に適合するか否かは、前記5(2)で説  
示したとおり、本件手引きの記載を参酌して判断すべきところ、上記①  
ないし④の各経費の内容・性質、秋島議員の政務活動事務所の形態（政  
務活動事務所と自宅が兼用になっていないと認められる。）に照らせば、  
上記①ないし③は支出額の2分の1の限度、上記④は支出額の3分の1  
の限度（ただし、いずれも本件手引きに上限額の記載がある場合は同上  
限度の限度）で、政務活動費を充てることのできるものとされており、  
その範囲において本件用途基準に適合するものというべきである。

そして、秋島議員の上記①ないし④の各充当額は、いずれも本件手引き  
記載の限度額の範囲に収まっているものと認められる。

イ 以上のとおり、秋島議員の収支報告書等に計上された共通経費の支出は、  
いずれも本件用途基準に適合しないものであるとは認められない。

#### (12) 争点(1)のまとめ

以上説示したとおり、澤飯議員の収支報告書等に計上された共通経費の支  
出については、別表Hの42番の支出のうち730円の支出は本件用途基準  
に適合しないものであると認められるが、その余の本件各議員の各支出につ  
いては、いずれも本件用途基準に適合しないものであるとは認められない。

原告は、その他種々主張するが、他に上記認定判断を左右するに足りる主  
張立証はない。

#### 8 争点(2)（本件各議員が金沢市に返還すべき不当利得の額）について

(1) 前記7において説示したところによれば、本件各議員が政務活動費を充て  
ることができる経費として収支報告書等（訂正報告がされたものは訂正後の  
もの）に計上した経費のうち、澤飯議員の共通経費の支出のうち730円が  
本件用途基準に適合しないものであると認められる。

(2) もっとも、前記のとおり、澤飯議員は、収支報告書等に政務活動費を充て

ることができる経費として計上した経費の全部を交付された政務活動費によりまかなっているわけではなく、交付された政務活動費以外の自己資金等を一部充てていることが認められる。そして、前記のとおり、本件条例13条の文言等に照らせば、当該年度において、収支報告書上の支出の一部が本件  
5 使途基準に適合しないものであっても、収支報告書等上の支出の総額から本件使途基準に適合しないものの額を控除した額が、政務活動費の交付額を下回ることとならない場合には、当該政務活動費の交付を受けた議員は、市に対する不当利得返還義務を負わないと解される。

なお、原告は、議員に「規則で定める政務活動費に係る収入及び支出の報告書」として、交付された政務活動費の他に「その他（預金利子等）」を収入に加えた収支報告書の提出を求める本件条例10条、規則様式4号は、  
10 「政務活動費の交付を受けた」議員に「当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書」の提出を求めた法100条15項に反し違法である旨主張する。しかしながら、法100条14項の「必要な経費の一部として」との文言に  
15 照らしても、法100条15項は、議員が交付された政務活動費以外の自己資金等を政務活動費に支出し得ることを前提に、交付された政務活動費の全額が適正な使途に支出されることを確保するために交付額と支出額の記載を求める趣旨にすぎないと解され、交付総額と現実の支出総額が一致するとは限らない以上、収支報告書において差額の出資の記載を求めることが法10  
20 0条14項、15項の趣旨に反するとは解されない。

したがって、収支報告書の様式が違法であることを理由とする原告の上記主張は理由がない。

- (3) 上記(2)の観点から澤飯議員の支出についてみると、証拠（甲4、15）によれば、澤飯議員の収支報告書等上の支出総額は216万6659円（自己  
25 資金24万6659円を含む）であるところ、本件使途基準に適合しない共通経費の支出である730円を控除した額は216万5929円であると認

められ、澤飯議員の政務活動費交付額である192万円を下回ることにはならない。

したがって、澤飯議員は、金沢市に対し不当利得返還義務を負わないこととなる。

5 第4 結論

よって、その余の争点について判断するまでもなく、原告の請求はいずれも理由がないから棄却する。

金沢地方裁判所民事部

10

裁判長裁判官 押 野 純

裁判官 山 部 佑 輝

15

裁判官武見敬太郎は、異動につき署名押印することができない。

裁判長裁判官 押 野 純

20

(別紙)

当 事 者 目 録

	金沢市			
	原	告		
5	金沢市広坂1丁目1番1号			
	被	告	金沢市長	山野之義
	同訴訟代理人弁護士		向	峠 仁 志
	金沢市諸江町上丁127番地1			
	被告補助参加人		澤	飯 英 樹
10	金沢市長田本町卜86番地3			
	被告補助参加人		松	村 理 治
	金沢市玉鉾3丁目123番地			
	被告補助参加人		玉	野 道
	金沢市不動寺町ホ128番地			
15	被告補助参加人		前	誠 一
	金沢市畝田西3丁目544番地1			
	被告補助参加人		小	林 誠
	金沢市泉本町2丁目89番地4			
	被告補助参加人		野	本 正 人
20	上記6名訴訟代理人弁護士		堀	口 康 純
	同		犬	塚 雅 文
	金沢市八日市出町188-7			
	被告補助参加人		中	川 俊 一
	同訴訟代理人弁護士		柴	田 未 来
25	金沢市上荒屋5-26			
	被告補助参加人		秋	島 太

同訴訟代理人弁護士、

山 村 三 信

## (別紙) 違法支出額等一覧表

議員氏名	支出費目	違法支出額	違法支出総額	収支報告書記載の支出合計額
澤飯英樹	調査研究費	104万7437円	159万7353円	159万7353円
	共通経費	54万9916円		
下沢広伸	広報費	56万4121円	56万4121円	117万3602円
野本正人	広報費	45万7576円	45万7576円	114万3026円 訂正後の金額:111万4034円
玉野 道	広報費	51万9965円	51万9965円	103万9930円
小林 誠	広報費	49万9023円	49万9023円	100万0746円
松村理治	人件費	87万8850円	87万8850円	87万8850円
高岩勝人	共通経費	59万7874円	59万7874円	59万7874円 訂正後の金額:59万5368円
中川俊一	共通経費	52万5042円	52万5042円	52万5042円 訂正後の金額:50万4521円
前 誠一	共通経費	51万3913円	51万3913円	51万3913円
上田雅大	共通経費	51万0550円	51万0550円	51万0550円 訂正後の金額:51万3978円
秋島 太	共通経費	50万4708円	50万4708円	50万4708円

# 澤飯英樹議員の調査研究費支出の違法理由等

領収券番号	支払年月日 年・月・日	活動(用途)内容	支出額 (円)	充当額 (円)	違法額 (円)	書証	原告の主張(違法理由)	被告・補助参加人の主張
1	平成29・4・21	金沢市議会私立保育所保育議員連盟 4月分会費	3,000	3,000	3,000	甲26の1、28、29	以下のとおり、澤飯議員の調査研究費支出は、全額違法支出である。	いずれも否認しないし争う。
2	平成29・5・22	金沢市議会私立保育所保育議員連盟 5月分会費	3,000	3,000	3,000	甲26の2、28、29		
3	平成29・5・22	金沢市議会私立保育所保育議員連盟 5月分会費 金沢視察旅費等費用	42,635	42,635	42,635	甲26の3、30		
4	平成29・5・29	「全国日台友好好議員協議会総会」参加交通旅費	38,580	38,580	38,580	甲26の4、31、32		
5	平成29・5・29	「全国日台友好好議員協議会」平成29年度会費	5,000	5,000	5,000	甲26の5、31、32		
6	平成29・6・21	金沢市議会私立保育所保育議員連盟 6月分会費	3,000	3,000	3,000	甲26の6、28、29		
7	平成29・7・18	第14回全国地方議員交流研修会参加費	112,520	112,520	112,520	甲26の7、33		
8	平成29・7・21	金沢市議会私立保育所保育議員連盟 7月分会費	3,000	3,000	3,000	甲26の8、28、29		
9	平成29・7・26	(株)地方議会議合総研究所主催セミナー参加費	53,104	53,104	53,104	甲26の9、34		
10	平成29・8・8	日台交流サミット in 熊本 視察参加費	67,520	67,520	67,520	甲26の10、35		
11	平成29・8・21	金沢市議会私立保育所保育議員連盟 8月分会費	3,000	3,000	3,000	甲26の11、28、29		
12	平成29・9・13	金沢市議会私立保育所保育議員連盟 9月分会費	10,000	10,000	10,000	甲26の12、36		
13	平成29・9・20	地方議員研究会主催セミナー 参加受講料及び旅費	53,104	53,104	53,104	甲26の13、37		
14	平成29・9・21	金沢市議会私立保育所保育議員連盟 9月分会費	3,000	3,000	3,000	甲26の14、28、29		
15	平成29・10・5	日台友好好議員連盟 大阪・中華民国國慶節参加費	34,700	34,700	34,700	甲26の15、38		
16	平成29・10・12	日台友好好議員連盟海外視察 台湾白冷地訪問の費用	234,860	234,860	234,860	甲26の16、39		
17	平成29・10・23	金沢市議会私立保育所保育議員連盟 10月分会費	3,000	3,000	3,000	甲26の17、28、29		
18	平成29・10・30	地方議員研究会主催セミナー 参加受講料及び旅費	81,100	81,100	81,100	甲26の18、40		
19	平成29・11・14	11月14日～17日 県外視察の費用	113,850	113,850	113,850	甲26の19、41		
20	平成29・11・21	金沢市議会私立保育所保育議員連盟 11月分会費	3,000	3,000	3,000	甲26の20、28、29		
21	平成29・12・21	金沢市議会私立保育所保育議員連盟 12月分会費	3,000	3,000	3,000	甲26の21、28、29		
22	平成30・1・9	地方議員研究会主催セミナー 受講料及び旅費	53,300	53,300	53,300	甲26の22、42		
23	平成30・1・11	自治体向けIoT推進セミナー in 名古屋参加等の旅費	32,160	32,160	32,160	甲26の23、43		
24	平成30・1・17	地方議会議合総研究所主催セミナー 受講料及び旅費	79,004	79,004	79,004	甲26の24、44		
25	平成30・1・22	金沢市議会私立保育所保育議員連盟 1月分会費	3,000	3,000	3,000	甲26の25、28、29		
26	平成30・2・21	金沢市議会私立保育所保育議員連盟 2月分会費	3,000	3,000	3,000	甲26の26、28、29		
27	平成30・3・22	金沢市議会私立保育所保育議員連盟 3月分会費	3,000	3,000	3,000	甲26の27、28、29		

## 下沢広伸議員の広報費支出の違法理由等

種別番号	支払年月日 年・月・日	活動(使途)内容	(円)		書証	原告の主張(違法理由)	被告・補助参加人の主張
			支出額	充当額			
1	平成29・7・26	HP ウェブサイト管理費	72,900	72,900	甲27の1	以下とおおり、下沢議員の充当額のうち、2分の1を超える部分は全て違法支出である。 1 法100条14項は、「政務活動を充てることができ経費の範囲は、条例で定めなければならない。」と規定しているところ、本件手引きは条例ではないから規範とはならない。 2 市議の活動においては、4年に1度の選挙期間が7日間と短期間であることに起因して「選挙活動の日常化」が起きているところ、広報費は、各議員の宣伝効果を有する後援会活動の経費でもあるから、政務活動に要する経費であるとともに政務活動費を充てることができるといえる(条例備考2(4))でもあるという相反する側面を有する。そのため、政務活動を充て得る金額は均等に按分する必要があるが、広報費の支出においては、当該支出額の2分の1の額を超えて政務活動費を充てることができない。	いずれも否認しないし争う。 1 下沢議員は、本件条例及び本件手引きに従って政務活動費を充当している。 2 広報活動が下沢議員の後援会活動でもあるとの主張の理由が不明であり、議員選挙期間が短期間であることはその理由にはならない。 3 下沢議員は、平成29年当時、市政全般について幅広く政務活動を行い、主として、手話言語条例、金沢外環状道路海側幹線の整備促進事業、ゴミ有料化に伴うリサイクル事業、防風林植栽事業などに関する調査研究に取り組んでいた。いずれの広報費支出も、下沢議員が行う政務活動の報告や案内を記載したものである。 4 会費印刷費(7番)は、下沢議員の市政報告14号に関する費用であり、政務活動以外の議員活動における写真部分として10分の1を控除して計上したものである。
2	平成29・9・26	市政報告書 郵送費	183,216	183,216	甲27の2		
3	平成29・9・29	市政報告書 印刷費	266,760	266,760	甲27の3		
4	平成29・10・26	市政報告書 郵送費	19,602	19,602	甲27の4		
5	平成29・12・1	12月定例会議案内 郵送費	60,884	60,884	甲27の5		
6	平成30・3・5	ハガキ印刷代	162,000	162,000	甲27の6		
7	平成30・3・30	会報印刷費	453,600	408,240	甲27の7		

別表C

## 野本正人議員の広報費支出の違法理由等

領収書 番号	支払年月日 年・月・日	活動(用途)内容	支出額 (円)	充当額 (円)	違法額 (円)	書証	原告の主張(違法理由)	被告・補助参加人の主張
1	平成29・4・9	封筒印刷代	6,480	6,480	3,200	甲28の1	以下のとおり、野本議員の充当額のうち、2分の1を 超える部分は全て違法支出である。	いずれも否認しない争う。
2	平成29・5・15	市政報告会(6/24開催)会場費	3,700	3,700	1,850	甲28の2	1 法100条14項は、「政務活動を充てることができ る経費の範囲は、条例で定めなければならない。」と 規定しているところ、本件手引きは条例ではないから 規範とはならない。	1 野本議員は、本件条例及び本件手引きに従って政 務活動費を充当している。
3	平成29・5・25	4月分ホームページ管理料	5,000	4,000	1,500	甲28の3		2 本件手引きには、広報費として、「議員が行う活動及 び市政について市民に報告するために要する経費」と の記載があるところ、議員の活動等を市民に知らせるこ とにより、市政に対する市民の要望や意見等を的確に 収集、把握することができ、議会における審議の充実強 化に資する。議員の活動の多面性に照らせば、議員の 活動等を報告することが選挙の際に役立つこともあり得 るが、これはいわば副次的な効果であり、専らこれを目 的として市政報告等がなされているなどの特段の事情が ない限りは、上記効果があることのみを理由として、市 政報告等に関する支出を目的外支出と評価するべきで はない。
4	平成29・5・16	切手 82円×200枚	16,400	13,120	4,920		2 市議の活動においては、4年に1度の選挙期間が 7日間と短期間であることに起因して「選挙活動の日 常化」が起きているところ、広報費は、各議員の宣伝 効果を有する後援会活動の経費でもあるから、政務 活動に要する経費であるとともに政務活動費を充てる ことができず、経費(条例備考2(4))でもあるという相 反する側面を有する。そのため、政務活動を充てられ る金額は均等に按分する必要があるが、広報費の支出 においては、当該支出額の2分の1の額を超えて政 務活動費を充当することはできない。	
5	平成29・5・16	葉書 62円×150枚	9,300	8,370	3,720			
6	平成29・5・23	切手 82円×100枚	8,200	6,560	2,480	甲28の4		
7	平成29・5・30	切手 82円×200枚	16,400	13,120	4,920			
8	平成29・6・26	5月分ホームページ管理料	5,000	4,000	1,500	甲28の5		
9	平成29・6・20	広報紙ポステイング代	137,700	110,160	41,310		3 広報費自体の性格が当該議員を宣伝する効果を 伴うものであるから、同効果は副次的なものではな い。	3 野本議員は、平成29年当時、市政全般について幅 広く政務活動を行っており、特に、都市交通のあり方、イ ンパウンド施策、環境問題、防犯対策、福祉と地域連 携、スポーツや文化の推進、教育行政に関する政務活 動に取り組んでいた。いずれの広報費支出も、野本議 員が取り組み又は関心を有している分野についての施 策や議員としての活動を報告、案内するものに関する支 出であって、議会の審議の充実強化につながる。野本 議員の政務活動に資するものである。野本議員の宣伝 を主たる目的とするものでもない。
10	平成29・6・20	広報紙印刷、デザイン料	156,600	125,280	46,980	甲28の6		
11	平成29・6・24	市政報告会お茶代(6/24開催)	13,500	12,150	5,400	甲28の7		
12	平成29・6・30	市政報告会用バナーポイントデータ作成費	48,600	48,600	24,300	甲28の8		
13	平成29・6・20	封筒印刷代	82,080	82,080	41,040	甲28の9		4(1) 市政報告書に関する支出(1, 4, 6, 7, 9, 10, 1 3, 20ないし23, 30番)については、後援会行事等、野 本議員の政務活動と合理的関連性を有しない可能性が ある記事が概ね10分の2を占めるため、その部分を除 いて計上した。
14	平成29・7・20	市政報告会用横断幕板・DVDデータ作成	65,880	59,292	26,352	甲28の10		(2) 市政報告会に関する支出のうち、2, 5, 11, 12, 1 4番については、来賓祝辞、後援会長の挨拶等、野本 議員の政務活動と合理的関連性を有しない可能性があ る内容が概ね10分の1を占め、26, 27番については、 上記内容が概ね10分の2を占めるため、それぞれその
15	平成29・8・25	7月分ホームページ管理料	5,000	4,000	1,500	甲28の11		
16	平成29・9・22	8月分ホームページ管理料	5,000	4,000	1,500	甲28の12		

17	92	平成29・9・4	議会質問傍聴のご案内郵送代	16,400	16,400	8,200	甲28の13
18	115	平成29・10・25	9月分ホームページ管理料	5,000	4,000	1,500	甲28の14
19	150	平成29・11・27	10月分ホームページ管理料	5,000	4,000	1,500	甲28の15
20	156	平成29・12・25	封筒印刷代	30,250	30,250	15,125	甲28の16
21	164	平成29・12・20	市政報告印刷代(のもとまさとニュース)	190,560	152,448	57,168	甲28の17
22	165	平成29・12・5	市政報告郵送代	41,000	32,800	12,300	甲28の18
23	166	平成29・12・20	市政報告ポスティング代	162,000	129,600	48,600	甲28の19
24	170	平成29・12・25	11月分ホームページ管理料	5,000	4,000	1,500	甲28の20
25	179	平成29・7・21	6月分ホームページ管理料	5,000	4,000	1,500	甲28の21
26	180	平成30・1・9	葉書 62円×150枚	9,300	7,440	2,790	甲28の22
27	181	平成30・1・11	葉書 62円×35枚	2,170	1,736	651	
28	198	平成30・2・16	12月分ホームページ管理料	5,000	4,000	1,500	甲28の23
29	201	平成30・2・26	1月分ホームページ管理料	5,000	4,000	1,500	甲28の24
30	217	平成30・3・30	市政報告印刷代(のもとまさとニュースVOL7)	294,300	235,440	88,290	甲28の25
31	222	平成30・3・26	2月分ホームページ管理料	5,000	4,000	1,500	甲28の26
32	228		3月分ホームページ管理料	5,000	4,000	1,500	甲28の27

部分を除いて計上した。

(3) ホームページに関する支出(3, 8, 15, 16, 18, 19, 24, 25, 28, 29, 31, 32番)については、後援会等、野本議員の政務活動と合理的関連性を有しない可能性のある内容が概ね10分の2を占めるため、その部分を除いて計上した。

(4) なお、野本議員は、上記(1)及び(2)に照らし、一部計上割合に誤りがあったため、令和元年11月11日、支出の訂正を行った。封筒印刷代のうち、1番については5184円に、13番については6万5664円に、20番については2万4200円に訂正し(いずれも支出額の10分の2を控除)、市政報告会(6/24開催)会場費(2番)については3330円に訂正し(支出額の10分の1を控除)、市政報告会用パワーポイント作成費(12番)については4万3740円に訂正した(支出額の10分の1を控除)。

## 玉野道議員の広報費支出の違法理由等

振込 番号	支払年月日 年・月・日	活動(用途)内容	支出額 (円)	充当額 (円)	違法額 (円)	書証	原告の主張(違法理由)	被告・補助参加人の主張 いずれも否認しない争う。
1	平成29・5・25	玉野まこと通信No.66制作代 増刷	82,080	82,080	41,040	甲29の1	以下のとおり、玉野議員の充当額のうち、2分の1を 超える部分は全て違法支出である。 1 法100条14項は、「政務活動を充てることができ る経費の範囲は、条例で定めなければならない。」と 規定しているところ、本件手引きは条例ではないから 規範とはならない。 2 市議の活動においては、4年に1度の選挙期間が 7日間と短期間であることに起因して「選挙活動の日 常化」が起きているところ、広報費は、各議員の宣伝 効果を有する後援会活動の経費でもあるから、政務 活動に要する経費であるとともに政務活動費を充てる ことができないう経費(条例備考2(4))でもあるという相 反する側面を有する。そのため、政務活動を充て る金額は均等に按分する必要があるが、広報費の支出 においては、当該支出額の2分の1の額を超えて政 務活動費を充てることができない。	1 玉野議員は、本件条例及び本件手引きに従って政 務活動費を充当している。 2 本件手引きには、広報費として、「議員が行う活動及 び市政について市民に報告するために要する経費」と の記載があるところ、議員の活動等を市民に知らせるこ とにより、市政に対する市民の要望や意見等を的確に 収集、把握することができ、議会における審議の充実強 化に資する。議員の活動の多面性に照らせば、議員の 活動等を報告することが選挙の際に役立つこともあり得 るが、これはいわば副次的な効果であり、専らこれを目 的として市政報告等がなされているなどの特段の事情が ない限りは、上記効果があることのみを理由として、市 政報告等に関する支出を目的外的支出と評価するべきで はない。
2	平成29・7・6	玉野まこと通信No.67制作代	442,260	442,260	221,130	甲29の2		
3	平成29・11・7	玉野まこと通信No.68はがき購入代金	171,660	171,660	85,800	甲29の3		
4	平成29・11・10	玉野まこと通信No.68はがき購入代金	192,400	192,400	96,200	甲29の3		
5	平成29・11・14	玉野まこと通信No.68はがき購入代金	53,040	53,040	26,520	甲29の4	3 広報費自体の性格が当該議員を宣伝する効果を 伴うものであるから、同効果は副次的なものではな い。	3 玉野議員は、平成29年当時、市政全般について幅 広く政務活動を行っており、特に、社会保障制度、介護 保険制度、地域共生社会、地域福祉、地域経済・産業、 子育て支援、教育関連、文化・スポーツ関連などの政務 活動に取り組んでいた。いずれの広報費支出も、玉野 議員が取り組み又は関心を有している分野についての 施策や議員としての活動を報告、紹介するものに関する 支出であった。議会の審議の充実強化につながり、野 本議員の政務活動に資するものである。玉野議員の宣 伝を主たる目的とするものでもない。
6	平成29・12・22	玉野まこと通信No.68制作代	67,384	67,384	33,642	甲29の5		
7	平成30・1・19	年間ドメイン更新料、年間レンタルサーバー利用料金	31,266	31,266	15,633	甲29の6		

# 小林誠議員の広報費支出の違法理由等

項数	支払年月日	活動(使途)内容	支出額 (円)	充当額 (円)	違法額 (円)	証書	原告の主張(違法理由)	被告・補助参加人の主張
1	平成29・5・10	郵送代(市政レポート)	11,364	11,364	5,682	甲30の1	以下のとおり、小林議員の充当額のうち、2分の1を越える部分は全て違法支出である。 1 法100条14項は、「政務活動を充てることができ経費の範囲は、条例で定めなければならない。」と規定しているところ、本件手引きは条例ではないから規範とはならない。 2 市議の活動においては、4年に1度の選挙期間が7日間と短期間であること起因して「選挙活動の日常化」が起きているところ、広報費は、各議員の宣伝効果を有する後援会活動の経費でもあるから、政務活動に要する経費であるとともに政務活動費を充てることができない経費(条例備考2(4))でもあるという相反する側面を有する。そのため、政務活動の支出金額は均等に按分する必要があり、広報費の支出においては、当該支出額の2分の1の額を超えて政務活動費を充当することはできない。	1 小林議員は、本件条例及び本件手引きに従って政務活動費を充当している。 2 本件手引きには、広報費として、「議員が行う活動及び市政について市民に報告するために要する経費」との記載があるところ、議員の活動等を市民に知らせることにより、市政に対する市民の要望や意見等を的確に収集、把握することができ、議会における審議の充実強化に資する。議員の活動の多面性に照らせば、議員の活動等を報告することが選挙の際に役立つこともあり得るが、これはいわば副次的な効果であり、専らこれを目的として市政報告等がされているなどの特段の事情がない限りは、上記効果があることのみを理由として、市政報告等に関する支出を目的的外支出と評価するべきではない。
2	平成29・6・16	議会傍聴案内郵送代	7,440	7,440	3,720	甲30の2		
3	平成29・12・4	ホームページドメイン更新料	5,400	2,700	0			
4	平成29・12・4	議会傍聴案内郵送代	31,000	31,000	15,500	甲30の3		
5	平成30・3・1	市政レポート 作成代	118,800	118,800	59,400	甲30の4		
6	平成30・3・21	市政レポート 印刷代	426,280	426,280	213,140	甲30の5		
7	平成30・3・27	郵送代(市政レポート)	403,162	403,162	201,581	甲30の6		

# 松村理治議員の 人件費支出の 違法理由等

領収書 番号	支払年月日 年・月・日	活動(使途)内容	支出額 (円)	充当額 (円)	違法額 (円)	書証	原告の主張(違法理由)	被告・補助参加人の主張
1	平成29・4・30	事務所職員4月分	120,000	60,000	60,000	甲31の1	以下のとおり、松村議員の人件費支出は全額違法支出である。	いずれも否認しないし争う。
2	平成29・4・30	事務所職員4月分	29,700	14,850	14,850	甲31の1		
3	平成29・5・31	事務所職員5月分	120,000	60,000	60,000	甲31の2	1 法100条14項は、「政務活動を充てることができ経費の範囲は、条例で定めなければならない。」と規定しているところ、本件手引きは条例ではないから規範とはならない。	1 松村議員は、本件条例及び本件手引きに従って政務活動費を充当している。
4	平成29・5・31	事務所職員5月分	28,800	14,400	14,400	甲31の2		
5	平成29・6・30	事務所職員6月分	132,000	66,000	66,000	甲31の3		
6	平成29・6・30	事務所職員6月分	32,400	16,200	16,200	甲31の3		
7	平成29・7・31	事務所職員7月分	120,000	60,000	60,000	甲31の4	2 人件費は、「議員が行う活動を補助する職員を雇うする経費」(条例8条2項別表の9)であるところ、議員は政務活動以外にも様々な活動をしているから、議員が雇用する者が常用雇用の場合、議員の政務活動を補助に専従している雇用者でないとその人件費を政務活動費から充当してはならないと解される。また、本件条例10条1項では、政務活動費の交付を受けた議員は領収書その他の当該支出に係る事実を証する書類の写しを添付して議長に提出しなければならぬと規定しており、議員には政務活動の目的で支出されたことがわかる資料の提出が義務付けられている。以上に照らすと、松村議員は、人件費への充当の可否の判断のために当該雇用者の労働実態を示す資料を提出する必要があるといえるが、松村議員はこれを議長に提出していない。	2 常用雇用者の場合に議員の政務活動に専従している雇用者でないとその人件費を政務活動費から充当してはならないとの考えは、原告独自の見解である。そもそも人件費の充当額は2分の1が上限であり、常用雇用者の場合に、議員の政務活動に専従している雇用者が否かによって充当の可否が変わるものではない。したがって、その雇用者の活動実態を示す資料の提出が必要と求められているものではない。
8	平成29・7・31	事務所職員7月分	28,800	14,400	14,400	甲31の4		
9	平成29・8・31	事務所職員8月分	120,000	60,000	60,000	甲31の5		
10	平成29・8・31	事務所職員8月分	28,800	14,400	14,400	甲31の5		
11	平成29・9・30	事務所職員9月分	120,000	60,000	60,000	甲31の6		
12	平成29・9・30	事務所職員9月分	25,200	12,600	12,600	甲31の6		
13	平成29・10・31	事務所職員10月分	126,000	63,000	63,000	甲31の7		
14	平成29・10・31	事務所職員10月分	28,800	14,400	14,400	甲31の7		
15	平成29・11・30	事務所職員11月分	120,000	60,000	60,000	甲31の8		
16	平成29・11・30	事務所職員11月分	18,000	9,000	9,000	甲31の8		
17	平成29・12・30	事務所職員12月分	126,000	63,000	63,000	甲31の9		
18	平成29・12・30	事務所職員12月分	21,600	10,800	10,800	甲31の9		
19	平成30・1・31	事務所職員1月分	114,000	57,000	57,000	甲31の10		
20	平成30・1・31	事務所職員1月分	14,400	7,200	7,200	甲31の10		
21	平成30・2・28	事務所職員2月分	114,000	57,000	57,000	甲31の11		
22	平成30・2・28	事務所職員2月分	21,600	10,800	10,800	甲31の11		
23	平成30・3・31	事務所職員3月分	126,000	63,000	63,000	甲31の12		
24	平成30・3・31	事務所職員3月分	21,600	10,800	10,800	甲31の12		

# 高岩勝人議員の共通経費支出の違法理由等

収支 年・月・日	活動(用途)内容	支出額 (円)	充当額 (円)	違法額 (円)	書証	原告の主張(違法理由)	被告・補助参加人の主張
1 平成29年5月15日	ガソリン代(4月分)	9,767	4,883	4,883	甲32の1	以下のとおり、高岩議員の共通経費支出は全額違法支出である。 1 法100条14項は、「政務活動費を充てるころがでる経費は、条例で定めなければならない。」と規定し、同条16項は「その用途の透明性の確保に努める」と規定しているが、本件条例では、共有経費は本件条例の別表項目1ないし11に定められた調査研究費等以外の経費で議員が行う活動に共通して必要ない。したがって、本件条例別表項目12の規定は、法100条14項及び16項に違反し、違法である。 2 本件手引きは条例ではないから、規範とはならない。 3 私的経費については政務活動費を充てることのできる経費として条例に定めることができないうところ、金沢市議会政務調査費の交付に関する条例を本件条例に改正する際、従来は規則で規定していた政務調査費の用途基準を条例で規定することとなったが、同規則の別表に記載された例示は法制執務の関係から本件条例に記載することができなかった。そして、同規則別表には、「携帯電話の利用料金、自動車の燃料費及びリース料」が例示されていたが、これらはいずれも本件条例に記載することができないうところ、上記3つに加え、本件手引きで例示されている共通経費は全て私的経費であり、政務活動費を充てることのできなう。 4 共通経費には、政務活動に要する費用とそうとは異なる費用が混在する場合もあるから、議員の活動の実態に応じて按分して政務活動費を充当すべきところ、その前提として、高岩議員は、共通費用の経費支出に対応する政務活動の具体的内容及び当該経費支出と政務活動との関連性を裏付ける資料を提出しなければならぬが、そのような資料を提出してい	1 高岩議員は、本件条例及び本件手引きに従って政務活動費を充当している。 2 法100条14項を受けた本件条例8条では、「政務活動に関する経費」を政務活動費の対象とし、同条1項で、政務活動を「市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動」と定義し、2項で別表を定めて各経費の内容を規定している。そうすると、共通経費は、本件条例8条1項で具体化された政務活動に要する経費という意図で、議員が行う活動に共通して必要な経費という意味になる。このように、政務活動の内容が相当具体化されているから、条例の定めは法100条14号の要請にこたえている。実際、携帯電話代、自動車の燃料費及びリース料などの領収書は、種々の政務活動で発生した費用が合算されたものであり、個々の政務活動との関連性を重視して本件条例の別表項目1ないし11に結びつける形で個別に計上しようとする、1通の領収書で額を分割して計上することになり、それは事実上困難であるから、これらを一括して提出し、上限、按分率などの制限を加えることが適切なルールである。 3 本件条例10条1項の「領収書その他の当該支出に係る事実を証する書類の写し」は、領収書(受取証書)(民法486条)に準ずる書類、支払いをした事実がわかる書類を意味し、証する対象を政務活動に関連する支出であることとしてしているわけではない。 4 高岩議員は、平成29年当時、市政全般について幅広く政務活動を行っており、主として広域連携やインバウンド対策に関する政務活動に取り組んでいた。そして、高岩議員は、自動車を政務活動のための現地調査や住民等との意見交換の場への移動手段として、携帯電話を連絡手段として利用し、政務活動としての利用が充当割合である2分の1を超えていた。また、事務所にリースしたコピー機を設置していたものであり、政務活動としての利用が充当割合である3分の1を超えていた
2 平成29年6月10日	ガソリン代(5月分)	14,007	6,679	6,679	甲32の2		
3 平成29年7月28日	ガソリン代(6月分)	13,017	6,508	6,508	甲32の3		
4 平成29年8月17日	ガソリン代(7月分)	5,850	2,925	2,925	甲32の4		
5 平成29年4月7日	ガソリン代	5,292	2,646	2,646	甲32の5		
6 平成29年4月11日	ガソリン代	4,131	2,065	2,065	甲32の5		
7 平成29年4月18日	ガソリン代	5,588	2,794	2,794	甲32の5		
8 平成29年4月28日	ガソリン代	3,940	1,970	1,970	甲32の6		
9 平成29年5月10日	ガソリン代	4,185	2,092	2,092	甲32の6		
10 平成29年5月23日	ガソリン代	4,015	2,007	2,007	甲32の7		
11 平成29年5月29日	ガソリン代	6,703	3,351	3,351	甲32の7		
12 平成29年6月5日	ガソリン代	3,745	1,872	1,872	甲32の8		
13 平成29年6月21日	ガソリン代	3,682	1,841	1,841	甲32の8		
14 平成29年6月25日	ガソリン代	4,666	2,333	2,333	甲32の8		
15 平成29年7月2日	ガソリン代	5,327	2,663	2,663	甲32の9		
16 平成29年7月6日	ガソリン代	3,000	1,500	1,500	甲32の9		
17 平成29年7月15日	ガソリン代	5,922	2,961	2,961	甲32の10		
18 平成29年7月20日	ガソリン代	4,078	2,039	2,039	甲32の10		
19 平成29年8月4日	ガソリン代	5,963	2,981	2,981	甲32の11		
20 平成29年8月21日	ガソリン代	3,988	1,994	1,994	甲32の11		
21 平成29年9月1日	ガソリン代	3,780	1,890	1,890	甲32の12		
22 平成29年9月25日	ガソリン代	4,266	2,133	2,133	甲32の12		
23 平成29年9月14日	ガソリン代(8月分)	12,260	6,130	6,130	甲32の13		
24 平成29年10月20日	ガソリン代	6,200	3,100	3,100	甲32の14		
25 平成29年11月2日	ガソリン代	3,997	1,998	1,998	甲32の14		
26 平成29年11月13日	ガソリン代	3,854	1,927	1,927	甲32の14		
27 平成29年11月6日	ガソリン代(9月分)	13,514	6,757	6,757	甲32の15		
28 平成29年11月27日	ガソリン代	4,756	2,378	2,378	甲32の16		
29 平成29年12月10日	ガソリン代	6,051	3,025	3,025	甲32の17		
30 平成29年12月16日	ガソリン代	4,074	2,037	2,037	甲32の17		
31 平成29年12月21日	ガソリン代(11月分)	13,550	6,775	6,775	甲32の18		
32 平成29年12月22日	ガソリン代	4,255	2,127	2,127	甲32の19		
33 平成30年1月7日	ガソリン代	4,547	2,273	2,273	甲32の20		

5 高岩議員は、ガソリン代(36番)を共通経費から事務所費に訂正した。

34	71	平成30・1・14	ガソリン代	6,374	3,187	3,187	3,187	甲32の20
35	72	平成30・1・26	ガソリン代	4,665	2,332	2,332	2,332	甲32の21
36	74	平成30・1・17	ガソリン代	5,012	2,506	2,506	2,506	甲32の21
37	83	平成30・2・15	ガソリン代	4,580	2,290	2,290	2,290	甲32の22
38	84	平成30・2・22	ガソリン代	6,670	3,335	3,335	3,335	甲32の22
39	86	平成30・2・1	ガソリン代(12月分)	19,660	9,830	9,830	9,830	甲32の23
40	89	平成30・3・6	ガソリン代	4,761	2,380	2,380	2,380	甲32の24
41	90	平成30・3・23	ガソリン代	4,632	2,316	2,316	2,316	甲32の24
42	91	平成30・3・28	ガソリン代(1月分)	14,982	7,491	7,491	7,491	甲32の25
43	92	平成30・3・28	ガソリン代(2月分)	14,307	7,153	7,153	7,153	甲32の25
44	95	平成29・6・12	携帯電話(4月分)	6,944	3,472	3,472	3,472	甲32の26
45	96	平成29・7・10	携帯電話(5月分)	22,350	11,175	11,175	11,175	甲32の27
46	97	平成29・8・10	携帯電話(6月分)	9,566	4,783	4,783	4,783	甲32の28
47	98	平成29・9・11	携帯電話(7月分)	10,153	5,076	5,076	5,076	甲32の29
48	99	平成29・10・10	携帯電話(8月分)	10,038	5,019	5,019	5,019	甲32の30
49	100	平成29・11・10	携帯電話(9月分)	17,221	8,610	8,610	8,610	甲32の31
50	101	平成29・12・11	携帯電話(10月分)	10,508	5,254	5,254	5,254	甲32の32
51	102	平成30・1・10	携帯電話(11月分)	9,690	4,845	4,845	4,845	甲32の33
52	103	平成30・2・13	携帯電話(12月分)	9,787	4,893	4,893	4,893	甲32の34
53	104	平成30・3・12	携帯電話(1月分)	9,576	4,788	4,788	4,788	甲32の35
54	105		携帯電話(2月分)	10,532	5,266	5,266	5,266	甲32の36
55	106		携帯電話(3月分)	23,252	11,626	11,626	11,626	甲32の37
56	141	平成29・6・6	コピー機リース(4月分)	3,240	1,069	1,069	1,069	甲32の38
57	142	平成29・7・6	コピー機リース(5月分)	3,240	1,069	1,069	1,069	甲32の39
58	143	平成29・8・7	コピー機リース(6月分)	3,240	1,069	1,069	1,069	甲32の40
59	144	平成29・9・6	コピー機リース(7月分)	3,240	1,069	1,069	1,069	甲32の41
60	145	平成29・10・6	コピー機リース(8月分)	3,240	1,069	1,069	1,069	甲32の42
61	146	平成29・11・6	コピー機リース(9月分)	3,240	1,069	1,069	1,069	甲32の43
62	147	平成29・12・6	コピー機リース(10月分)	3,240	1,069	1,069	1,069	甲32の44
63	148	平成30・1・9	コピー機リース(11月分)	3,240	1,069	1,069	1,069	甲32の45
64	149	平成30・2・6	コピー機リース(12月分)	3,240	1,069	1,069	1,069	甲32の46
65	150	平成30・3・6	コピー機リース(1月分)	3,240	1,069	1,069	1,069	甲32の47
66	151		コピー機リース(2月分)	3,240	1,069	1,069	1,069	甲32の48
67	175	平成29・4・25	車リース代(4月分)	63,720	30,000	30,000	30,000	甲32の49, Z804
68	176	平成29・5・25	車リース代(5月分)	63,720	30,000	30,000	30,000	甲32の49, Z804
69	177	平成29・6・26	車リース代(6月分)	63,720	30,000	30,000	30,000	甲32の50, Z804
70	178	平成29・7・25	車リース代(7月分)	63,720	30,000	30,000	30,000	甲32の51, Z804
71	179	平成29・8・25	車リース代(8月分)	63,720	30,000	30,000	30,000	甲32の51, Z804
72	180	平成29・9・25	車リース代(9月分)	63,720	30,000	30,000	30,000	甲32の52, Z804
73	181	平成29・10・25	車リース代(10月分)	63,720	30,000	30,000	30,000	甲32の52, Z804

74	182	平成29・11・27	車リース代(11月分)	63,720	30,000	30,000	甲32の53, Z.8の4
75	183	平成29・12・25	車リース代(12月分)	63,720	30,000	30,000	甲32の53, Z.8の4
76	184	平成30・1・25	車リース代(1月分)	63,720	30,000	30,000	甲32の54, Z.8の4
77	185	平成30・2・26	車リース代(2月分)	63,720	30,000	30,000	甲32の56, Z.8の4
78	186	平成30・3・26	車リース代(3月分)	63,720	30,000	30,000	甲32の56, Z.8の4
79	193	平成30・4・12	ガソリン代(3月分)	13,530	6,765	6,765	甲32の56, Z.8の4
80	195		コピー機リース(3月分)	3,240	1,069	1,069	甲32の56 甲32の57

# 澤飯英樹議員の共通経費支出の違法理由等

領収書 番号	支払年月日 年・月・日	活動(用途)内容	支出額 (円)	充当額 (円)	違法額 (円)	書証	原告の主張(違法理由)	被告・補助参加人の主張
1	平成29・4・3	デジタル複合機(コピー機)リース料 4月分	11,655	3,846	3,846	甲33の1	以下のとおり、澤飯議員の共通経費支出は全額違法支出である。	いずれも否認しないし争う。
2	平成29・5・1	乗用車リース料金 4月分	78,840	30,000	30,000	甲33の1		1 澤飯議員は、本件条例及び本件手引きに従って政務活動費を充当している。
3	平成29・5・8	デジタル複合機(コピー機)リース料 5月分	11,655	3,846	3,846	甲33の2		2 法100条14項を受けた本件条例8条では、「政務活動に関する経費」を政務活動費の対象とし、同条1項で、政務活動を「市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動」と定義し、2項で別表を定めて各経費の内容を規定している。そうすると、共通経費は、本件条例8条1項で具体化された政務活動に要する経費であって、議員が行う活動に共通して必要な経費という意味になる。このように、政務活動の内容が相当具体化されているから、条例の定めは法100条14号の要請にこたえている。実際、携帯電話代、自動車の燃料費及びリース料などの領収書は、種々の政務活動で発生した費用が合算されたものであり、個々の政務活動との関連性を重視して本件条例の別表項目1ないし11に結びつける形で個別に計上しようとする、1通の領収書の額を分割して計上することになり、それは事実上困難であるから、これらを一括して提出し、上限、按分率などの制限を加えることが適切なルールである。
4	平成29・5・23	デジタルコピー機(カウント料)	2,754	586	586	甲33の2		3 本件条例10条1項の「領収書その他の当該支出に係る事実を証する書類の写し」は、領収書(受取証書)(民法486条)に準ずる書類、支払いをした事実がわかる書類を意味し、証する対象を政務活動に限定する支出であることとしているわけではない。
5	平成29・5・29	自動車ガソリン代 4月使用分	16,517	8,258	8,258	甲33の2		4 澤飯議員は、平成29年当時、観光全般について幅広く政務活動を行っており、特に、観光資源に関する取り組み、台関係、防災・減災対策、スポーツ文化の推進、運轉中松都市圏及び都市交通に関する取組み、北陸新幹線開業後の取組み、企業支援、地域創生戦略、地域ブランド、子供の貧困対策、教育行政等の政務活動に取り組んでいた。そして、澤飯議員は、自動車を調査研究対象のテーマの現地調査や住民等との意見交換の場への移動手段として、連絡手段として携帯電話を利田1 政務活動での使用は本件手引きに従って政務活動費を充当している。
6	平成29・5・31	携帯電話通話料金 4月使用分	8,812	4,406	4,406	甲33の2		
7	平成29・5・31	乗用車リース料金 5月分	78,840	30,000	30,000	甲33の2		
8	平成29・6・23	デジタルコピー機(カウント料)	3,801	1,254	1,254	甲33の2		
9	平成29・6・27	自動車ガソリン代 5月使用分	6,808	3,404	3,404	甲33の2		
10	平成29・6・30	乗用車リース料金 6月分	78,840	30,000	30,000	甲33の2		
11	平成29・6・30	携帯電話通話料金 6月使用分	8,802	4,401	4,401	甲33の3		
12	平成29・7・3	デジタル複合機(コピー機)リース料 1年間	14,385	4,747	4,747	甲33の3		
13	平成29・7・24	デジタルコピー機(カウント料)	2,754	908	908	甲33の3		
14	平成29・7・27	自動車ガソリン代 6月使用分	11,064	5,532	5,532	甲33の3		
15	平成29・7・31	乗用車リース料金 7月分	78,840	30,000	30,000	甲33の3		
16	平成29・7・31	携帯電話通話料金 6月使用分	8,818	4,409	4,409	甲33の3		
17	平成29・8・23	デジタルコピー機(カウント料)	4,487	1,480	1,480	甲33の4		
18	平成29・8・28	自動車ガソリン代 7月使用分	12,120	6,060	6,060	甲33の4		
19	平成29・8・31	携帯電話通話料金 7月使用分	8,809	4,404	4,404	甲33の4		
20	平成29・8・31	乗用車リース料金 8月分	78,840	30,000	30,000	甲33の4		
21	平成29・9・25	デジタルコピー機(カウント料)	3,709	1,223	1,223	甲33の4		
22	平成29・9・27	自動車ガソリン代 8月使用分	11,502	5,751	5,751	甲33の4		
23	平成29・10・2	乗用車リース料金 9月分	78,840	30,000	30,000	甲33の5		
24	平成29・10・2	携帯電話通話料金 8月使用分	8,819	4,409	4,409	甲33の5		
25	平成29・10・23	デジタルコピー機(カウント料)	24,802	8,184	8,184	甲33の5		
26	平成29・10・27	自動車ガソリン代 9月使用分	11,214	5,607	5,607	甲33の5		
27	平成29・10・31	乗用車リース料金 10月分	78,840	30,000	30,000	甲33の5		
28	平成29・10・31	携帯電話通話料金 9月使用分	8,809	4,404	4,404	甲33の5		
29	平成29・11・24	デジタルコピー機(カウント料)	2,754	908	908	甲33の6		
30	平成29・11・27	自動車ガソリン代 10月使用分	15,196	7,598	7,598	甲33の6		
31	平成29・11・30	乗用車リース料金 11月分	78,840	30,000	30,000	甲33の6		
32	平成29・11・30	携帯電話通話料金 10月使用分	23,504	11,752	11,752	甲33の6		
33	平成29・12・25	デジタルコピー機(カウント料)	5,005	1,651	1,651	甲33の6		

34	137	平成29・12・27	自動車ガソリン代	11月使用分	16,026	8,013	8,013	甲33の6
35	139	平成30・1・4	乗用車リース料金	12月分	78,840	30,000	30,000	甲33の6
36	140	平成30・1・4	携帯電話通話料金	11月使用分	黒塗り	11,878	11,878	甲33の6
37	149	平成30・1・23	デジタルコピー機(カウンタ料)		5,842	1,927	1,927	甲33の7
38	150	平成30・1・29	自動車ガソリン代	12月使用分	2,932	1,466	1,466	甲33の7
39	154	平成30・1・31	携帯電話通話料金	12月使用分	黒塗り	4,421	4,421	甲33の7
40	155	平成30・1・31	乗用車リース料金	1月分	78,840	30,000	30,000	甲33の7
41	157	平成30・2・2	自動車ガソリン代	12月使用分	12,169	6,084	6,084	甲33の7
42	163	平成30・2・23	デジタルコピー機(カウンタ料)		32,518	10,730	10,730	甲33の7
43	166	平成30・2・28	携帯電話通話料金	1月使用分	8,625	4,312	4,312	甲33の7
44	167	平成30・2・28	乗用車リース料金	2月分	78,840	30,000	30,000	甲33の7
45	172	平成30・3・2	自動車ガソリン代	1月使用分	10,598	5,299	5,299	甲33の7
46	178	平成30・3・23	デジタルコピー機(カウンタ料)		4,563	1,505	1,505	甲33の8
47	186	平成30・4・2	乗用車リース料金	3月分	78,840	30,000	30,000	甲33の8
48	187	平成30・4・2	自動車ガソリン代	2月使用分	10,940	5,470	5,470	甲33の8
49	188	平成30・4・2	携帯電話通話料金	2月使用分	8,939	4,469	4,469	甲33の8
50	190	平成30・4・23	デジタルコピー機(カウンタ料)		9,666	3,189	3,189	甲33の8
51	191	平成30・5・1	携帯電話通話料金	3月使用分	8,325	4,162	4,162	甲33の9
52	192	平成30・5・2	自動車ガソリン代	3月使用分	20,246	7,963	7,963	甲33の10

を越えていた。  
また、澤飯議員は、自宅兼政務活動事務所にリースしたデジタル複合機(コピー機)を設置し、政務活動資料の作成等に使用しており、政務活動での使用は充当割合である3分の1を超えていた。

別表1

# 中川俊一議員の共通経費支出の違法理由等

領収書 番号	支払年月日 年・月・日	活動(使途)内容	支出額 (円)	充当額 (円)	違法額 (円)	書証	原告の主張(違法理由)	被告・補助参加人の主張
1	平成29・4・6	自動車ガソリン代	4,274	2,137	2,137	甲34の1	以下とおり、中川議員の共通経費支出は全額違法支出である。	いずれも否認しない。争う。
2	平成29・4・14	自動車ガソリン代	3,819	1,909	1,909	甲34の1		1 中川議員は、本件条例及び本件手引きに従って政務活動費を充当している。
3	平成29・4・17	自動車リース料(4月分)	55,080	27,540	27,540	甲34の2		2 法100条14項を受けた本件条例8条では、「政務活動に関する経費」を政務活動費の対象とし、同条1項で、政務活動を「市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動」と定義し、2項で別表を定めて各経費の内容を規定している。そうすると、共通経費は、本件条例8条1項で具体化された政務活動に要する経費であって、議員が行う活動に共通して必要な経費という意味になる。このように、政務活動の内容が相当具体化されているから、条例の定めは法100条14号の要請にこたえている。実際、携帯電話代、自動車の燃料費及びリース料などの領収書は、種々の政務活動で発生した費用が合算されたものであり、個々の政務活動との関連性を重視して本件条例の別表項目1ないし11に結びつける形で個別に計上しようとする、1通の領収書の額を分割して計上することになり、それは事実上困難であるから、これらを一括して提出し、上限、按分率などの制限を加えることが適切なルールである。
4	平成29・4・24	自動車ガソリン代	4,230	2,115	2,115	甲34の3		3 本件条例10条1項の「領収書その他の当該支出に係る事実を証する書類の写し」は、領収書(受取証書)(民法486条)に準ずる書類、支払いをした事実がわかる書類を意味し、証する対象を政務活動に関連する支出であることとしているわけではない。
5	平成29・4・29	自動車ガソリン代	2,080	1,040	1,040	甲34の3		4 中川議員は、平成29年当時、市政全般について幅広く政務活動を行っており、特に、地域の課題について住民からの要望や要請があれば、それぞれの現場に足を運び、解決策を検討するという活動などに重きを置いていた。そして、中川議員は、リースした自動車ほとんど政務活動に用い、携帯電話を政務活動に関する連絡等の手段として利用しており、いずれも政務活動での利用は充当割合である2分の1を超えていた。
6	平成29・5・6	自動車ガソリン代	3,970	1,985	1,985	甲34の4		また、中川議員は、自宅兼政務事務所(リースした平子タカハシビル)を設け、政務活動に
7	平成29・5・9	自動車ガソリン代	4,100	2,050	2,050	甲34の4		
8	平成29・5・17	自動車ガソリン代	3,000	1,500	1,500	甲34の5		
9	平成29・5・22	自動車ガソリン代	4,560	2,280	2,280	甲34の5		
10	平成29・5・17	自動車リース料(5月分)	55,080	27,540	27,540	甲34の6		
11	平成29・5・25	携帯電話通話料(4月分)	11,983	5,991	5,991	甲34の7		
12	平成29・6・2	自動車ガソリン代	4,230	2,115	2,115	甲34の8		
13	平成29・6・19	自動車リース料(6月分)	55,080	27,540	27,540	甲34の9		
14	平成29・6・24	自動車ガソリン代	4,490	2,245	2,245	甲34の10		
15	平成29・6・11	自動車ガソリン代	3,680	1,840	1,840	甲34の10		
16	平成29・6・26	携帯電話通話料(5月分)	12,004	6,002	6,002	甲34の11		
17	平成29・7・4	自動車ガソリン代	4,280	2,140	2,140	甲34の12		
18	平成29・7・7	自動車ガソリン代	2,055	1,027	1,027	甲34の12		
19	平成29・7・11	自動車ガソリン代	4,490	2,245	2,245	甲34の13		
20	平成29・7・18	自動車ガソリン代	4,160	2,080	2,080	甲34の13		
21	平成29・7・18	自動車リース料(7月分)	55,080	27,540	27,540	甲34の14		
22	平成29・7・22	自動車ガソリン代	3,860	1,930	1,930	甲34の15		
23	平成29・7・31	自動車ガソリン代	4,460	2,230	2,230	甲34の15		
24	平成29・7・25	携帯電話通話料(6月分)	11,946	5,973	5,973	甲34の16		
25	平成29・7・31	事務所固定電話代(6月分)	6,052	3,026	3,026	甲34の17		
26	平成29・8・8	自動車ガソリン代	3,710	1,855	1,855	甲34の18		
27	平成29・8・14	自動車ガソリン代	4,090	2,045	2,045	甲34の18		
28	平成29・8・17	自動車リース料(8月分)	55,080	27,540	27,540	甲34の19		
29	平成29・8・21	自動車ガソリン代	3,940	1,970	1,970	甲34の20		
30	平成29・8・28	自動車ガソリン代	2,490	1,245	1,245	甲34の20		
31	平成29・8・31	自動車ガソリン代	3,700	1,850	1,850	甲34の20		
32	平成29・8・25	携帯電話通話料(7月分)	12,018	6,009	6,009	甲34の21		
33	平成29・8・31	事務所固定電話代(7月分)	6,054	3,027	3,027	甲34の22		

34	100	平成29・9・11	自動車ガソリン代		4,490	2,245	2,245	2,245	甲34の23
35	101	平成29・9・19	自動車リース料(9月分)		55,080	27,540	27,540	27,540	甲34の24
36	102	平成29・9・26	自動車ガソリン代		4,560	2,280	2,280	2,280	甲34の25
37	104	平成29・9・26	携帯電話通信料(8月分)		12,109	6,054	6,054	6,054	甲34の26
38	110	平成29・10・2	事務所固定電話代(8月分)		6,054	3,027	3,027	3,027	甲34の27
39	121	平成29・10・3	自動車ガソリン代		4,900	2,150	2,150	2,150	甲34の28
40	132	平成29・10・14	自動車ガソリン代		4,600	2,300	2,300	2,300	甲34の29
41	135	平成29・10・17	自動車リース料(10月分)		55,080	27,540	27,540	27,540	甲34の30
42	137	平成29・10・23	自動車ガソリン代		4,750	2,375	2,375	2,375	甲34の31
43	138	平成29・10・27	自動車ガソリン代		3,880	1,940	1,940	1,940	甲34の31
44	139	平成29・10・26	携帯電話通信料(9月分)		12,131	6,065	6,065	6,065	甲34の32
45	145	平成29・10・31	事務所固定電話代(9月分)		6,063	3,031	3,031	3,031	甲34の33
46	147	平成29・11・10	自動車ガソリン代		4,470	2,235	2,235	2,235	甲34の34
47	152	平成29・11・21	自動車ガソリン代		4,700	2,350	2,350	2,350	甲34の35
48	154	平成29・11・17	自動車リース料(11月分)		55,080	27,540	27,540	27,540	甲34の36
49	161	平成29・11・27	携帯電話通信料(10月分)		12,942	6,471	6,471	6,471	甲34の37
50	166	平成29・11・30	事務所固定電話代(11月分)		6,140	3,070	3,070	3,070	甲34の38
51	171	平成29・12・9	自動車ガソリン代		5,270	2,635	2,635	2,635	甲34の39
52	180	平成29・12・18	自動車リース料(12月分)		55,080	27,540	27,540	27,540	甲34の40
53	181	平成29・12・17	自動車ガソリン代		3,078	1,539	1,539	1,539	甲34の41
54	183	平成29・12・20	自動車ガソリン代		4,560	2,280	2,280	2,280	甲34の41
55	188	平成29・12・26	自動車ガソリン代		4,560	2,280	2,280	2,280	甲34の42
56	199	平成29・12・30	自動車ガソリン代		2,700	1,350	1,350	1,350	甲34の43
57	200	平成29・12・31	自動車ガソリン代		2,790	1,395	1,395	1,395	甲34の43
58	201	平成29・12・25	携帯電話通信料(11月分)		12,034	6,017	6,017	6,017	甲34の44
59	202	平成30・1・4	事務所固定電話代(12月分)		6,063	3,031	3,031	3,031	甲34の45
60	204	平成30・1・4	インターネットプロバイダ契約料(11月分)		5,616	2,808	2,808	2,808	甲34の46
61	205	平成30・1・5	自動車ガソリン代		4,190	2,095	2,095	2,095	甲34の47
62	211	平成30・1・12	自動車ガソリン代		4,520	2,260	2,260	2,260	甲34の48
63	213	平成30・1・20	自動車ガソリン代		4,900	2,450	2,450	2,450	甲34の48
64	215	平成30・1・17	自動車リース料(1月分)		55,080	27,540	27,540	27,540	甲34の49
65	220	平成30・1・27	自動車ガソリン代		5,000	2,500	2,500	2,500	甲34の50
66	230	平成30・1・31	事務所固定電話代(1月分)		6,054	3,027	3,027	3,027	甲34の51
67	231	平成30・2・2	自動車ガソリン代		4,350	2,175	2,175	2,175	甲34の52
68	233	平成30・2・6	自動車ガソリン代		3,940	1,970	1,970	1,970	甲34の52
69	234	平成30・2・6	水道・下水道料金(12・1月分)		4,104	2,052	2,052	2,052	甲34の53
70	235	平成30・2・10	自動車ガソリン代		3,970	1,985	1,985	1,985	甲34の54
71	236	平成30・2・16	自動車ガソリン代		4,330	2,165	2,165	2,165	甲34の54
72	240	平成30・2・24	自動車ガソリン代		4,200	2,100	2,100	2,100	甲34の55
73	244	平成30・2・19	自動車リース料(2月分)		55,080	27,540	27,540	27,540	甲34の56

の作成等に使用しており、政務活動での使用は充当割合である3分の1を超えていた。

5 中川議員は、事務所固定電話代(25,33,38,4,5,50,59,66,75番)、インターネットプロバイダ契約料(60番)及び水道・下水道料金(69番)を共通経費から事務所費に変更した。

74	249	平成30・2・26	携帯電話通信料 (2月分)	12,080	6,040	6,040	甲34の57
75	250	平成30・2・28	事務所固定電話代 (1月分)	6,060	3,030	3,030	甲34の58
76	254	平成30・3・10	自動車ガソリン代	4,000	2,000	2,000	甲34の59
77	257	平成30・3・3	自動車ガソリン代	4,220	2,110	2,110	甲34の60
78	260	平成30・3・19	自動車リース料 (3月分)	55,080	27,540	27,540	甲34の61
79	265	平成30・3・26	携帯電話通信料 (2月分)	12,096	6,048	6,048	甲34の62
80	266	平成30・3・24	自動車ガソリン代	3,940	1,970	1,970	甲34の63
81	268	平成30・3・30	自動車ガソリン代	3,131	1,565	1,565	甲34の63
82	279	平成30・4・25	携帯電話通信料 (3月分)	12,462	6,231	6,231	甲34の64

# 前誠一議員の共通経費支出の違法理由等

領収書 番号	支払年月日	活動(用途)内容	(円)		書証	原告の主張(違法理由)		被告・補助参加人の主張
			支出額	充当額		以下のとおり、前議員の共通経費支出は全額違法支出である。	いずれも否認しない。争う。	
1	平成29・4・2	自動車ガソリン代	3,907	1,953	甲35の1	以下のとおり、前議員の共通経費支出は全額違法支出である。	1 前議員は、本件条例及び本件手引きに従って政務活動費を充当している。	<p>2 法100条14項を受けた本件条例8条では、「政務活動に関する経費」を政務活動費の対象とし、同条1項で、政務活動を「市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動」と定義し、2項で別表を定めて各経費の内容を規定している。そうすると、共通経費は、本件条例8条1項で具体化された政務活動に要する経費であって、議員が行う活動に共通して必要な経費という意味になる。このように、政務活動の内容が相当具体化されているから、条例の定めは法100条14号の要請にこたえている。実際、携帯電話代、自動車の燃料費及びリース料などの領収書は、種々の政務活動で発生した費用が合算されたものであり、個々の政務活動との関連性を重視して本件条例の別表項目1ないし11に結びつける形で個別に計上しようとする、1通の領収書の額を分割して計上することになり、それは事実上困難であるから、これらを一括して提出し、上限、按分率などの制限を加えることが適切なルールである。</p> <p>3 本件条例10条1項の「領収書その他の当該支出に係る事実を証する書類の写し」は、領収書(受取証書)(民法486条)に準ずる書類、支払いをした事実がわかる書類を意味し、証する対象を政務活動に関連する支出であることとしているわけではない。</p> <p>4 前議員は、平成29年当時、市政全般について幅広く政務活動を行っており、特に、障害者福祉・教育、環境問題、鳥獣被害対策、農業の後継者問題、中山間地域の農業復興策、防災対策、災害対応、救急体制等の政務活動に取り組んでいた。そして、前議員は、リースした自動車を取り組んでいるテーマの現地調査や住民等との意見交換の場への移動手段として、携帯電話を連絡手段として利用し、いずれも政務活動での利用は充当割合である2分の1を超えていた。</p> <p>手付、前議員は、政務活動重電証と手付にかへて、いかに</p>
2	平成29・4・5	自動車リース料 4月分	60,165	30,000	甲35の2			
3	平成29・4・10	自動車ガソリン代	5,230	2,615	甲35の1			
4	平成29・4・26	自動車ガソリン代	5,246	2,623	甲35の1			
5	平成29・5・3	自動車ガソリン代	2,318	1,159	甲35の3			
6	平成29・5・8	自動車リース料 5月分	60,165	30,000	甲35の4			
7	平成29・5・10	自動車ガソリン代	5,124	2,562	甲35の3			
8	平成29・5・31	携帯電話代 4月分	13,150	6,575	甲35の5			
9	平成29・5・31	自動車ガソリン代	5,368	2,684	甲35の5			
10	平成29・6・2	自宅電話代 4月分	2,049	676	甲35の5			
11	平成29・6・5	自動車リース料 6月分	60,165	30,000	甲35の6			
12	平成29・6・9	自動車ガソリン代	3,791	1,895	甲35の7			
13	平成29・6・16	自動車ガソリン代	4,505	2,252	甲35の8			
14	平成29・6・30	携帯電話代 5月分	13,133	6,566	甲35の8			
15	平成29・6・30	自動車ガソリン代	3,601	1,800	甲35の9			
16	平成29・7・3	自宅電話代 5月分	1,619	534	甲35の8			
17	平成29・7・4	自動車ガソリン代	1,967	983	甲35の10			
18	平成29・7・5	自動車リース料 7月分	60,165	30,000	甲35の11			
19	平成29・7・10	自動車ガソリン代	5,335	2,667	甲35の12			
20	平成29・7・21	自動車ガソリン代	4,680	2,340	甲35の11			
21	平成29・7・31	携帯電話代 6月分	13,133	6,566	甲35の11			
22	平成29・8・2	自宅電話代 6月分	1,558	514	甲35の13			
23	平成29・8・7	自動車リース料 8月分	60,165	30,000	甲35の14			
24	平成29・8・7	自動車ガソリン代	5,481	2,740	甲35の15			
25	平成29・8・22	自動車ガソリン代	1,967	983	甲35の16			
26	平成29・8・25	自動車ガソリン代	1,230	615	甲35の16			
27	平成29・8・31	携帯電話代 7月分	13,180	6,590	甲35の16			
28	平成29・9・4	自宅電話代 7月分	1,598	517	甲35の17			
29	平成29・9・5	自動車ガソリン代	3,282	1,631	甲35の18			
30	平成29・9・15	自動車ガソリン代	6,597	3,298	甲35の19			
31	平成29・9・29	自動車リース料 9月分	60,912	30,000	甲35の19			
32	平成29・10・2	自宅電話代 8月分	1,896	622	甲35の20			
33	平成29・10・2	携帯電話代 8月分	13,154	6,577	甲35の21			

34	平成29・10・5	自動車リース料 10月分	60,912	30,000	30,000	30,000	甲35の22
35	平成29・10・13	自動車ガソリン代	6,812	3,406	3,406	3,406	甲35の23
36	平成29・10・29	自動車ガソリン代	4,009	2,004	2,004	2,004	甲35の24
37	平成29・10・31	携帯電話代 9月分	13,160	6,580	6,580	6,580	甲35の24
38	平成29・11・2	自宅電話代 9月分	1,551	511	511	511	甲35の25
39	平成29・11・6	自動車リース料 11月分	60,912	30,000	30,000	30,000	甲35の26
40	平成29・11・8	自動車ガソリン代	7,065	3,532	3,532	3,532	甲35の27
41	平成29・11・28	自動車ガソリン代	7,332	3,666	3,666	3,666	甲35の28
42	平成29・11・30	携帯電話代 10月分	13,180	6,590	6,590	6,590	甲35の28
43	平成29・12・4	自宅電話代 10月分	1,836	605	605	605	甲35の29
44	平成29・12・5	自動車リース料 12月分	60,912	30,000	30,000	30,000	甲35の30
45	平成29・12・15	自動車ガソリン代	4,183	2,091	2,091	2,091	甲35の31
46	平成29・12・21	自動車ガソリン代	7,275	3,637	3,637	3,637	甲35の32
47	平成29・12・26	自動車ガソリン代	3,682	1,841	1,841	1,841	甲35の33
48	平成30・1・4	携帯電話代 11月分	14,621	7,310	7,310	7,310	甲35の33
49	平成30・1・4	自宅電話代 11月分	1,525	503	503	503	甲35の34
50	平成30・1・5	自動車リース料 1月分	60,912	30,000	30,000	30,000	甲35の35
51	平成30・1・10	自動車ガソリン代	6,223	3,111	3,111	3,111	甲35の36
52	平成30・1・27	自動車ガソリン代	4,031	2,015	2,015	2,015	甲35の37
53	平成30・1・31	携帯電話代 12月分	13,841	6,920	6,920	6,920	甲35の38
54	平成30・2・2	自宅電話代 12月分	1,550	511	511	511	甲35の39
55	平成30・2・5	自動車リース料 2月分	60,912	30,000	30,000	30,000	甲35の40
56	平成30・2・7	自動車ガソリン代	3,480	1,740	1,740	1,740	甲35の41
57	平成30・2・21	自動車ガソリン代	4,249	2,124	2,124	2,124	甲35の41
58	平成30・2・28	携帯電話代 1月分	13,860	6,930	6,930	6,930	甲35の42
59	平成30・3・2	自宅電話代 1月分	1,870	617	617	617	甲35の43
60	平成30・3・5	自動車リース料 3月分	60,912	30,000	30,000	30,000	甲35の44
61	平成30・3・9	自動車ガソリン代	4,100	2,050	2,050	2,050	甲35の45
62	平成30・4・2	自宅電話代 2月分	1,870	617	617	617	甲35の46
63	平成30・4・2	携帯電話代 2月分	13,857	6,928	6,928	6,928	甲35の47
64	平成30・5・1	携帯電話代 3月分	13,841	6,920	6,920	6,920	甲35の48
65	平成30・5・2	自宅電話代 3月分	1,870	617	617	617	甲35の49

このうち、平成29年度、平成30年度、平成31年度にそれぞれ、政務活動に関する  
 電話がかかってくることもあった。その政務活動での使  
 用は充当割合である3分の1を超えていた。

# 上田雅大議員の共通経費支出の違法理由等

領収書 番号	支払年月日	活動(使途)内容	支出額 (円)	充当額 (円)	違法額 (円)	書証	原告の主張(違法理由)	被告・補助参加人の主張
1	平成29年4月2日	ガソリン代	4,240	2,120	2,120	甲36の1	以下とおり、上田議員の共通経費支出は全額違法支出である。	いずれも否認しないし争う。
2	平成29年5月1日	車リース(4月分)	55,188	27,594	27,594	甲36の2	1 法100条14項は、「政務活動費を充てるころがで	1 上田議員は、本件条例及び本件手引きに従って政
3	平成29年5月22日	コピーリース(4月利用分)	16,338	5,391	5,391	甲36の3	きる経費は、条例で定めなければならない。」と規定	務活動費を充当している。
4	平成29年5月29日	ガソリン代	4,958	2,479	2,479	甲36の4	し、同条16項は「その使途の透明性の確保に努め	2 法100条14項を受けた本件条例8条では、「政務活
5	平成29年5月31日	車リース(5月分)	55,188	27,594	27,594	甲36の2	る」と規定しているが、本件条例では、共有経費は本	動に関する経費」を政務活動費の対象とし、同条1項
6	平成29年5月31日	携帯電話通信料(4月使用分)	21,982	10,991	10,991	甲36の5	件条例の別表項目1ないし11に定められた調査研究	で、政務活動を「市政の課題及び市民の意思を把握し、
7	平成29年6月22日	コピーリース(5月利用分)	13,182	4,350	4,350	甲36の6	費等以外の経費で議員が行う活動に共通して必要な	市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るた
8	平成29年6月30日	携帯電話通信料(5月使用分)	22,846	11,423	11,423	甲36の7	経費を指すとされており(同表項目12)、政務活動費	めに必要となる活動」と定義し、2項で別表を定めて各経費
9	平成29年6月30日	車リース(6月分)	55,188	27,594	27,594	甲36の2	を充当できる範囲を特定するに足りる規定になってい	の内容を規定している。そうすると、共通経費は、本件
10	平成29年7月24日	コピーリース(6月利用分)	12,329	4,068	4,068	甲36の8	ない。したがって、本件条例別表項目12の規定は、	条例8条1項で具体化された政務活動に要する経費で
11	平成29年7月31日	車リース(7月分)	55,188	27,594	27,594	甲36の2	法100条14項及び16項に違反し、違法である。	あって、議員が行う活動に共通して必要な経費という意
12	平成29年7月31日	携帯電話通信料(6月使用分)	22,253	11,126	11,126	甲36の9	2 本件手引きは条例ではないから、規範とはならな	味になる。このように、政務活動の内容が相当具体化さ
13	平成29年8月22日	コピーリース(7月利用分)	10,569	3,487	3,487	甲36の10	い。	れているから、条例の定めは法100条14号の要請にこ
14	平成29年8月31日	携帯電話通信料(7月使用分)	22,107	11,053	11,053	甲36の11	3 私的経費については政務活動費を充てることので	たえている。実際、携帯電話代、自動車の燃料費及び
15	平成29年8月31日	車リース(8月分)	55,188	27,594	27,594	甲36の2	きる経費として条例に定めることができなところ、金	リース料などの領収書は、種々の政務活動で発生した
16	平成29年9月22日	コピーリース(8月利用分)	10,215	3,370	3,370	甲36の12	沢市議会政務調査費の交付に関する条例を本件条	費用が合算されたものであり、個々の政務活動との関
17	平成29年10月2日	車リース(9月分)	55,188	27,594	27,594	甲36の2	例に改正する際、従来は規定で規定したこととなつたが、同	連性を重視して本件条例の別表項目1ないし11に結び
18	平成29年10月2日	携帯電話通信料(8月使用分)	22,019	11,009	11,009	甲36の13	査費の使途基準を条例で規定することとなつたが、同	つける形で個別に計上しようとする、1通の領収書の
19	平成29年10月23日	コピーリース(9月利用分)	9,083	2,997	2,997	甲36の14	規則の別表に記載された例示は法制執務の関係から	額を分割して計上することになり、それは事実上困難で
20	平成29年10月31日	携帯電話通信料(9月使用分)	21,980	10,990	10,990	甲36の15	本件条例に記載することができなかつた。そして、同	あるから、これらを一括して提出し、上限、按分率などの
21	平成29年10月31日	車リース(10月分)	55,188	27,594	27,594	甲36の2	規則別表には、「携帯電話の利用料金、自動車の燃	制限を加えることが適切なルールである。
22	平成29年11月22日	コピーリース(10月利用分)	10,019	3,306	3,306	甲36の16	料費及びリース料」が例示されていたが、これは、これら	3 本件条例10条1項の「領収書その他の当該支出に
23	平成29年11月30日	車リース(11月分)	55,188	27,594	27,594	甲36の2	はいずれも本件条例に記載することができなかつたも	係る事実を証する書類の写し」は、領収書(受取証書)
24	平成29年11月30日	携帯電話通信料(10月使用分)	22,039	11,019	11,019	甲36の17	のであるから、私的経費である。したがって、上記3つ	(民法486条)に準ずる書類、支払いをした事実がわか
25	平成29年12月18日	コピーリース(11月利用分)	10,932	3,614	3,614	甲36の18	に加え、本件手引きで例示されている共通経費は全	る書類を意味し、証する対象を政務活動に関連する支
26	平成30年1月4日	携帯電話通信料(11月使用分)	22,089	11,044	11,044	甲36の19	て私的経費であり、政務活動費を充てることのできな	出であることとして行われているわけではない。
27	平成30年1月4日	車リース(12月分)	55,188	27,594	27,594	甲36の2	い。	4 上田議員は、平成29年当時、市政全般について幅
28	平成30年1月22日	コピーリース(12月利用分)	10,564	3,486	3,486	甲36の20	4 共通経費には、政務活動に要する費用とそうとは	広く政務活動を行っており、主として空き家対策、地域
29	平成30年1月31日	車リース(1月分)	55,188	27,594	27,594	甲36の2	いえない費用が混在する場合もあるから、議員の活	防災、地域活性化対策に関する政務活動に取り組んで
30	平成30年1月31日	携帯電話通信料(12月使用分)	22,006	11,003	11,003	甲36の21	動の実態に応じて按分して政務活動費を充当すべき	いた。そして、上田議員は、リースした自動車政務活

31	163	平成30・2・19	コピーリース(1月利用分)	11,121	3,669	3,669	3,669	甲36の22
32	172	平成30・2・28	車リース(2月分)	55,188	27,594	27,594	27,594	甲36の2
33	173	平成30・2・28	携帯電話通信料(1月使用分)	22,224	11,112	11,112	11,112	甲36の23
34	187		車リース(3月分)	55,188	27,594	27,594	27,594	甲36の2
35	188		携帯電話通信料(2月使用分)	22,013	11,006	11,006	11,006	甲36の24
36	191		コピーリース(3月利用分)	12,938	4,269	4,269	4,269	甲36の25
37	195		携帯電話通信料(3月使用分)	22,081	11,040	11,040	11,040	甲36の26

いない。

タル複合機(コピー機)を設置し、政務活動資料の作成等に使用しており、政務活動での使用は充当割合である3分の1を超えていた。

5 上田議員は、コピーリース(2月利用分)の支出である10390円の3分の1の3428円を事務所費として計上していたところ、これを共通経費に訂正した。

# 秋島太議員の共通経費支出の違法理由等

領収書 番号	支払年月日 年・月・日	活動(用途)内容	支出額 (円)	充当額 (円)	違法額 (円)	書証	原告の主張(違法理由)	被告・補助参加人の主張
1	平成29・5・10	ガソリン代	5,814	2,907	2,907	甲37の1	<p>以下のとおり、秋島議員の共通経費支出は全額違法支出である。</p> <p>1 法100条14項は、「政務活動費を充てるべきところがあるが、同条16項は「その用途の透明性の確保に努める」と規定しているが、本件条例では、共有経費は本件条例の別表項目1ないし11に定められた調査研究費等以外の経費で議員が行う活動に共通して必要ない」と規定しているが、同条16項は「調査研究費を指すとされており(同表項目12)、政務活動費を充てる範囲を特定するに足りる規定になっていない。したがって、本件条例別表項目12の規定は、法100条14項及び16項に違反し、違法である。</p> <p>2 本件手引きは条例ではないから、規範とはならない。</p> <p>3 私的経費については政務活動費を充てることのできる経費として条例に定めることができないところ、金沢市議会政務調査費の交付に関する条例を本件条例に改正する際、従来は規則で規定していた政務調査費の用途基準を条例で規定することとなったが、同規則の別表に記載された例示は法制執務の關係から本件条例に記載することができなかった。そして、同規則別表には、「携帯電話の利用料金、自動車の燃料費及びリース料」が例示されていたが、これらはいずれも本件条例に記載することができなかったものであるから、私的経費である。したがって、上記3つに加え、本件手引きで例示されている共通経費は全て私的経費であり、政務活動費を充てることのできない。</p> <p>4 共通経費には、政務活動に要する費用とそうとは、いえない費用が混在する場合もあるから、議員の活動の実態に応じて按分して政務活動費を充たすべきところ、その前提として、秋島議員は、共通費用の経費支出に対応する政務活動の具体的内容及び当該経費支出と政務活動との関連性を裏付ける資料を提出しななければならないが、そのような資料を提出していない。</p>	<p>いずれも否認しないし争う。</p> <p>1 秋島議員は、本件条例及び本件手引きに従って政務活動費を充当している。</p> <p>2 法100条14項を受けた本件条例8条では、「政務活動に関する経費」を政務活動費の対象とし、同条1項で、政務活動を「市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動」と定義し、2項で別表を定めて各経費の内容を規定している。そうすると、共通経費は、本件条例8条1項で具体化された政務活動に要する経費であって、議員が行う活動に共通して必要な経費という意味になる。このように、政務活動の内容が相当具体化されているから、条例の定めは法100条14号の要請にこたえている。実際、携帯電話代、自動車の燃料費及びリース料などの領収書は、種々の政務活動で発生した費用が合算されたものであり、個々の政務活動との関連性を重視して本件条例の別表項目1ないし11に結びつける形で個別に計上しようとする、1通の領収書の額を分割して計上することになり、それは事実上困難であるから、これらを一括して提出し、上限、按分率などの制限を加えることが適切なルールである。</p> <p>3 本件条例10条1項の「領収書その他の当該支出に係る事実を証する書類の写し」は、領収書(受取証書)(民法486条)に準ずる書類、支払いをした事実がわかる書類を意味し、証する対象を政務活動に関連する支出であることとしているわけではない。</p> <p>4 秋島議員は、平成29年当時、市政全般について幅広く政務活動を行っており、特に、防災対策として津波・液状化ハザードマップ制作及び市民への周知、コミュニティ防災士の育成、防災教育の推進、青年対策として新規農業者の青年の育成、障害者対策として移動支援事業の拡充などの政務活動に取り組んでいた。そして、秋島議員は、自動車政務活動に関する現地視察等への移動手段として、携帯電話及びタブレット端末を連絡の手段として利用し、いずれも政務活動での利用は充当割合である2分の1を超えていた。</p>
2	平成29・5・10	ガソリン代	3,659	1,829	1,829	甲37の1		
3	平成29・6・12	4月度 携帯電話使用料	13,377	6,688	6,688	甲37の2		
4	平成29・6・12	4月度 自宅電話料	7,270	2,399	2,399	甲37の3		
5	平成29・6・12	ガソリン代	7,786	3,893	3,893	甲37の4		
6	平成29・6・12	ガソリン代	3,740	1,870	1,870	甲37の4		
7	平成29・6・12	ガソリン代	5,003	2,501	2,501	甲37の4		
8	平成29・7・10	5月度 携帯電話使用料	11,388	5,694	5,694	甲37の5		
9	平成29・7・10	5月度 自宅電話料	6,737	2,223	2,223	甲37の6		
10	平成29・7・10	ガソリン代	3,570	1,785	1,785	甲37の7		
11	平成29・7・10	ガソリン代	4,680	2,340	2,340	甲37の7		
12	平成29・7・10	ガソリン代	4,386	2,193	2,193	甲37の7		
13	平成29・8・10	6月度 携帯電話使用料	11,549	5,774	5,774	甲37の8		
14	平成29・8・10	6月度 自宅電話料	6,607	2,180	2,180	甲37の9		
15	平成29・8・10	ガソリン代	6,518	3,259	3,259	甲37の10		
16	平成29・8・10	ガソリン代	3,697	1,848	1,848	甲37の10		
17	平成29・8・10	ガソリン代	5,354	2,677	2,677	甲37の10		
18	平成29・9・11	ガソリン代	3,980	1,990	1,990	甲37の11		
19	平成29・9・11	ガソリン代	3,520	1,760	1,760	甲37の11		
20	平成29・9・11	ガソリン代	7,134	3,567	3,567	甲37の11		
21	平成29・9・11	ガソリン代	4,186	2,093	2,093	甲37の12		
22	平成29・9・11	ガソリン代	5,554	2,777	2,777	甲37の12		
23	平成29・9・11	7月度 携帯電話使用料	11,582	5,791	5,791	甲37の13		
24	平成29・9・11	7月度 自宅電話料	6,625	2,186	2,186	甲37の13		
25	平成29・10・10	ガソリン代	5,264	2,632	2,632	甲37の14		
26	平成29・10・10	ガソリン代	4,940	2,470	2,470	甲37の15		
27	平成29・10・10	ガソリン代	5,556	2,778	2,778	甲37の15		
28	平成29・11・10	ガソリン代	4,850	2,425	2,425	甲37の16		
29	平成29・11・10	ガソリン代	5,484	2,742	2,742	甲37の16		
30	平成29・11・10	ガソリン代	4,160	2,080	2,080	甲37の16		
31	平成29・10・10	8月度 携帯電話使用料	11,575	5,787	5,787	甲37の17		
32	平成29・10・10	8月度 自宅電話料	6,591	2,175	2,175	甲37の18		
33	平成29・11・10	9月度 タブレット使用料	4,500	2,250	2,250	甲37の19		

また、秋島議員は、政務活動事務所と兼用でない自宅に固定電話を設置しており、政務活動に関する電話がかかってくることもあった。その政務活動での使用は充当割合である3分の1を超えていた。

34	71	平成29・11・10	9月度 携帯電話使用料	11,582	5,791	5,791	甲37の20
35	72	平成29・11・10	9月度 自宅電話料	6,660	2,197	2,197	甲37の21
36	73	平成29・12・11	ガソリン代	4,336	2,168	2,168	甲37の22
37	74	平成29・12・11	ガソリン代	4,161	2,064	2,064	甲37の23
38	79	平成30・1・10	ガソリン代	4,690	2,345	2,345	甲37の23
39	81	平成30・1・10	ガソリン代	4,804	2,402	2,402	甲37の23
40	82	平成30・1・10	ガソリン代	6,508	3,254	3,254	甲37の24
41	83	平成29・12・11	10月度 タブレット使用料	4,863	2,431	2,431	甲37の25
42	84	平成29・12・11	10月度 携帯電話使用料	11,655	5,827	5,827	甲37の26
43	85	平成29・12・11	10月度 自宅電話料	6,617	2,183	2,183	甲37の27
44	86	平成30・1・10	11月度 タブレット使用料	5,219	2,609	2,609	甲37の28
45	87	平成30・1・10	11月度 携帯電話使用料	11,569	5,784	5,784	甲37の29
46	88	平成30・1・10	11月度 自宅電話料	6,634	2,189	2,189	甲37の30
47	92	平成30・2・13	ガソリン代	5,210	2,605	2,605	甲37の30
48	93	平成30・3・12	ガソリン代	4,522	2,261	2,261	甲37の30
49	94	平成30・2・13	ガソリン代	5,070	2,535	2,535	甲37の31
50	103	平成30・1・8	携帯電話機種変更頭金	2,150	1,075	1,075	甲37の32
51	104	平成30・2・13	12月度 タブレット使用料	5,219	2,609	2,609	甲37の33
52	105	平成30・2・13	12月度 携帯電話使用料	11,540	5,770	5,770	甲37の34
53	106	平成30・2・13	12月度 自宅電話料	6,617	2,183	2,183	甲37の35
54	108	平成30・2・13	ガソリン代	5,868	2,934	2,934	甲37の36
55	113	平成30・3・12	1月度 タブレット使用料	5,218	2,609	2,609	甲37の37
56	114	平成30・3・12	1月度 携帯電話使用料	14,574	7,287	7,287	甲37の38
57	115	平成30・3・12	1月度 自宅電話料	6,624	2,185	2,185	甲37の39
58	116	平成30・3・12	ガソリン代	5,289	2,644	2,644	甲37の39
59	118	平成30・3・12	ガソリン代	5,316	2,658	2,658	甲37の40
60	120	平成30・2・24	ガソリン代	5,332	2,666	2,666	甲37の40
61	121	平成30・3・8	ガソリン代	4,506	2,253	2,253	甲37の41
62	128		2月度 タブレット使用料	5,218	2,609	2,609	甲37の42
63	129		2月度 携帯電話使用料	15,338	7,669	7,669	甲37の43
64	130		2月度 自宅電話料	6,676	2,203	2,203	甲37の44
65	139	平成30・3・19	ガソリン代	4,182	2,091	2,091	甲37の44
66	140	平成30・3・31	ガソリン代	4,924	2,462	2,462	甲37の45
67	143		3月度 タブレット使用料	5,218	2,609	2,609	甲37の46
68	144		3月度 携帯電話使用料	12,514	6,257	6,257	甲37の47
69	145		3月度 自宅電話料	6,616	2,183	2,183	甲37の47
70	遊1	平成29・4・25	4月度 自動車リース代	48,924	24,462	24,462	甲37の48
71	遊2	平成29・5・25	5月度 自動車リース代	48,924	24,462	24,462	甲37の48
72	遊3	平成29・6・26	6月度 自動車リース代	48,924	24,462	24,462	甲37の49
73	遊4	平成29・7・25	7月度 自動車リース代	48,924	24,462	24,462	甲37の49

74	通帳5	平成29・8・25	8月度	自動車リース代	48,924	24,462	24,462	24,462	甲37の49
75	通帳6	平成29・9・25	9月度	自動車リース代	48,924	24,462	24,462	24,462	甲37の49
76	通帳7	平成29・10・25	10月度	自動車リース代	48,924	24,462	24,462	24,462	甲37の49
77	通帳8	平成29・11・27	11月度	自動車リース代	48,924	24,462	24,462	24,462	甲37の49
78	通帳9	平成29・12・25	12月度	自動車リース代	48,924	24,462	24,462	24,462	甲37の49
79	通帳10	平成29・1・28	1月度	自動車リース代	48,924	24,462	24,462	24,462	甲37の50
80	通帳11	平成29・2・26	2月度	自動車リース代	48,924	24,462	24,462	24,462	甲37の50
81	通帳12	平成29・3・26	3月度	自動車リース代	48,924	24,462	24,462	24,462	甲37の50

これは正本である。

令和2年7月3日

金沢地方裁判所

裁判所書記官 小坂

誠

